

平成30年第9回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議 事 日 程

平成30年11月26日（月曜日）午前10時開会

日程第 1 開会

日程第 2 委員長挨拶

日程第 3 証人尋問 御宿町長 石田義廣氏

日程第 4 参考人に対する意見聴取 御宿町国際交流協会長 土屋武彌氏

日程第 5 議題 （1）証人の出頭について

日程第 6 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（6名）

委員長	瀧口義雄君	副委員長	貝塚嘉軼君
委員	石井芳清君	委員	滝口一浩君
委員	大野吉弘君	委員	北村昭彦君

議長 大地達夫君

証人 石田義廣君

参考人 土屋武彌君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） それでは、定刻の10時になりましたので、始めさせていただきます。

事務局よりご報告及び連絡をさせていただきます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第9回2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 傍聴人に申し上げます。

本日は、御宿町議会委員会条例第17条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴にあたっては傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人の宣誓まで、写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための会場内の撮影も同様とします。

(午前10時00分)

◎証人尋問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、100条調査権に基づく証人尋問及び参考人の意見聴取、議題の審議でございます。

これより本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。

2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日出頭を求めました証人は、御宿町長、石田義廣君です。あらかじめ弁護士の同席の申し立てがございましてこれを許可してあります。

(証人入出・着席)

○委員長（瀧口義雄君） 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。調査のためにご協力をいただきますようお願い申し上げます。

調査を求める前に、証人に申し上げます。

証言の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。

1、証言が証人の配偶者、四頭身内の血族又は三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害する事項に関する場合、2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、4、技術又は職業の秘密に関する事項について質問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いします。

これ以外の場合には証言を拒むことはできません。

もしこれら正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四頭身内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、又は証人と後見人と被後見人の関係ある者に著しい利害関係があるものについての尋問を受けるときには証言を拒むことができます。

それ以外の場合には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立願います。

石田証人、宣誓の朗読をお願いします。

○証人（石田義廣君） 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年12月11日、証人、石田義廣。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。着席してください。

写真等の撮影はこれまでです。録音は認めておりませんのでよろしくをお願いします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから尋問しているときは着席のままで結構です。お答えの際には起立して発言をお願いします。

また、過去2回の証人尋問や訂正、間違い、答弁しない、質問を理解しない答弁が見られました。宣誓をしての証人答弁ですので質問の範囲内で答弁の誠実さを求めます。

また、メモは認めておりますけれども、書類は弁護人にお預けください。必要なときは申し出てください。

委員各位に申し上げます。

本日は、2018年メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に充分留意されるよう、特に私から要望いたします。

石井委員から質問を求められておりますので、許可いたします。どうぞ。

○委員（石井芳清君） 石井です。

それでは、許可いただきましたので、質問を行わせていただきます。

本プログラム実施にあたり、なぜ千葉工業大学と業務委託契約を締結しなかったんですか。お答えください。

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ。

○証人（石田義廣君） これまでの、私は今日で3回目でございますが、また理事長さん、また千葉工業大学の職員の方、この委員会の開催がございましたが、そういう中で私も述べてまいりましたが、御宿町と千葉工業大学は包括連携協定を結んでおります。そのことで充分でございます。

○委員（石井芳清君） 次に、千葉工業大学、氏原憲二氏の証言によると、ホームステイ先の名簿及び案内状の発送先名簿は町長から提供されたとのことですが、間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） はい。ある程度は提供いたしました。

○委員（石井芳清君） 次に、御宿町町内で発送した歓迎式、成果発表会の2通の開会通知は公式文書ですか。

○委員長（瀧口義雄君） 町長。

○証人（石田義廣君） 町長名で出しておりますので、公式文書と解釈しています。

○委員（石井芳清君） 次に、本プログラムの工程表、案内通知、宛名ラベルの作成を千葉工業大学が全てかわりに行ったのですか。

○証人（石田義廣君） 内容について協議して作成したもの及び今申し上げました内容については、ほとんどの部分で千葉工業大学にお願いしている内容でございます。

○委員（石井芳清君） 次に、案内通知の切手代の立てかえも千葉工業大学が行ったのですか。

○証人（石田義廣君） 切手代については一時私が立てかえまして、その後に千葉工業大学からいただきました。

○委員（石井芳清君） 次に、公文書の発送の切手代まで千葉工業大学に支払わせたのですか。

○証人（石田義廣君） はい。このたびの切手代については、全て千葉工業大学でお支払いしていただいております。

○委員（石井芳清君） 次に、案内通知には2種類あると聞いていますが、それでよろしいでしょうか。

○証人（石田義廣君） 2種類という意味はよくわかりませんが、案内通知は3回ほど出しております。

○委員（石井芳清君） わからないということでもよろしいですか。

次に、8月20日に庁舎内で千葉工業大学名のチラシが配られたことをご存知ですか。

○証人（石田義廣君） はい。存じ上げています。

○委員（石井芳清君） これは町が許可をしていたのですか。

○証人（石田義廣君） 今のご質問、許可ということですね。

内容についてはある程度存じ上げておりましたが、許可とか、許可するとかしないとかというお話はございません。

○委員（石井芳清君） 次に、御宿町は本プログラム主催者としてどんな仕事をしたのですか。

○証人（石田義廣君） すみません、もう一度お願いします。

○委員（石井芳清君） 御宿町は本プログラム主催者としてどんな仕事をしたのですか。

○証人（石田義廣君） 御宿町は主催者でございました。そういうことで、非常に主催ということは重い任務でございまして、具体的に事務的なことはほとんど千葉工業大学にお願いしましたが、この事業を主催者として実行したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 証人、具体的にどういうことかという質問でございます。どうぞ。

○証人（石田義廣君） 事業を主催するということでございます。事務的なものは今申し上げたように、千葉工業大学でほとんど行っていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 事務以外にどういう業務をなさったのかという質問でございます。主催者として。

○証人（石田義廣君） 実務的なものは千葉工業大学に行っていました。やはり先ほどもお話に出ましたように、ひとつひとつの行為といいますか、事務、業務について、やはりいろんな意味で確認をとらせていただいて、向こうから協議をいただいて、互いに行うことを実行してきたということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に、本プログラムでメキシコ大使館はどんな仕事をしてきたのか。

○証人（石田義廣君） このたびの2018年のプログラム事業につきましては、前回の当委員会でも出ておりますように、1月末、2月から、本年の2月くらいからスタートしております。準備がですね。そういう中で、当初はやはり、そのころはよくメキシコ大使館の事務の方々と打ち合わせをしたり、千葉工業大学も含めてそういうことが何度かあったと思います。

そういう中で、ご案内のように、この成果発表会にいたしましても、当初はこの発表会をメキシコ大使館で行っていただく予定でございましたが、内容が経過するに伴い、結果的には千葉工業大学で行ったわけでございます。そういう中でいろいろ、メキシコ大使館においては協議をしていただいたり、ご心労をかけたり、いろいろとお世話になりました。

○委員長（瀧口義雄君） 具体的にどういう、大使館としての役割を果たしたかという質問でございます。修了式の会場の変更はまた別の話で、具体的に本プログラムに対してどういう役割を果たしたのか、仕事をしていただいたのかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） メキシコ大使館におきましては、やはりこれまで4回、同じような事業、同じく事業を行ってきたわけですが、継続して実施するに際しまして、いろいろな協議をさせていただいたりしてきましたので、事務的に実際に何か行うというのは、そんなに大きな具体的な仕事はなかったかなと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 具体的な仕事がなかったという確認でよろしいですね。

○証人（石田義廣君） はい。実務的にはなかったですけれども、いろいろな面で協力させていただいて、時間とか、あるいはご心労をかけたということでございます。

○委員（石井芳清君） では次に、当初、メキシコ大使館で行う予定であった成果発表会の場所が変更になった理由を教えてください。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、一口に申し上げますと、メキシコ大使館の都合ということでございますが、なかなか具体的には御宿町の行政の内部でやはり、具体的には大使館さんのほうから具体的な理由というのは、私は余り聞けなかったと思いますが、やはり町行政の中でいろいろこのような委員会等できて、また新聞報道等なされて、そういう中でやはり大使館のお立場がある中で、やはりご遠慮したいと。それまではそういう予定でございましたけれども、発表会が大使館で行う予定でございましたから、最終的に大使館での発表会を行うことはご遠慮したいということでした。

○委員長（瀧口義雄君） 今の証言によりますと、御宿町の事情によって大使館は場所の変更をしたということよろしいですか。

もう一点、すみません。これは大使館のどなた、具体的には難しいんでしょうけれども、大使館から直接石田町長さん宛てにご連絡あったのですか。

この2点です。

○証人（石田義廣君） 7月の当初であったと思いますが、外務省からご後援ができないと。やはり都合によりご後援ができないということで連絡を受けまして、やはりこれは非常に大事なことですから、私が即、数日中のうちに大使館を訪れまして、その事情をお話をさせていただきました。

そういう中で、公使さん、大使館の公使さん。公の使いで公使様と担当者の方とお話をしたわけでございます。そういう中で、今申し上げたお話の内容が出たということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に、普通地方公共団体が事業主体、主催が実施される事業に必要な条件とは何ですか。

○証人（石田義廣君） これまでも一、二度申し上げてきていると思いますが、事業を主催す

るということは、これは私の認識でございますが、主催するということはできると。それは主催ということは法的概念ではないということの中で、しかしながらそういう中で主催はできるという認識はございまして、事業主催したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨と答弁が食い違っているというのは、事業に必要不可欠な条件とはという質問でございます。

もう一度読み上げます。普通地方公共団体、市町村ですね、県も含めて。事業主体、主催で実施される事業に必要不可欠な条件とはどういうことですか、何ですかという質問になります。

○証人（石田義廣君） 特に必要不可欠な条件はないと思います。

○委員（石井芳清君） それでは地方自治法について、事務局から読み上げさせていただきます。

（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法を読ませさせていただきます。

地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2条の8項ですが、この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

14項です。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

16項です。地方公共団体は、法令に違反しその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

17項です。前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 再度聞きますけれども、要するに、地方自治体が事業主体で主催する事業に関して、必要な条件はないということよろしいですか。確認です。

○証人（石田義廣君） 今、説明がございました第1条については、それは条件というよりも当然のことであると私は理解しております。また、今回の事業は法定受託事務以外の事務ということで、自治事務と理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） いや、理解ではなくて、事業に必要不可欠な条件とは何かという、石井委員の質問でございます。

○証人（石田義廣君） 私の答弁ではちょっと食い違うと思いますけれども、この事業は自治

事務であるという理解のもとで実行したということをごさいます、自治事務についての、今説明がございましたが、住民福祉のために行う事務が自治事務だと、この事業は全くそういった事務であると理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 自治事務を聞いているのではなくて、自治事務を実行するにあたって必要不可欠な条件とは何かという質問でございます。

○証人（石田義廣君） このことにつきましても、今まで何回となく答弁をさせていただいておりますけれども、この事務を執行するにあたっては、執行権という長に課せられたものがありますので、執行権によってこの事務を執行したということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。普通地方公共団体において、予算と事業は一体であり、町の事業を実施する場合、事業を実施する費用を予算として計上することが基本原則であることを理解しておりますか。

（「これを読みましようか」と呼ぶ者あり）

○委員（石井芳清君） 普通地方公共団体において、予算と事業は一体であり、町の事業を実施する場合、事業を実施する費用を予算として計上することが基本原則であることを理解しておりますか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましても何度かお答えいたしておりますが、原則であるというお話であります、このプログラム事業につきましては、予算は削除されましたけれども、事業そのものは削除とか、あるいは否決とか、そういうことはされていないと理解しております。

○委員（石井芳清君） では次に、本プログラム事業が見直しを求められたから予算が削除されたことを理解しておりますか。

○証人（石田義廣君） そのように議員の皆様方のご意見があったということは理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度お聞きします。事業があるから予算が計上されるのではありませんか。予算がぼんとあるのではなくて、事業が執行者として必要だから、予算を町長の権限で予算をつけるということの質問なんです、今の。事業が必要だという判断のもとに予算の権限者である町長が予算をつけるということの質問です。予算だけぼんと置いているのではなくて、事業があるから予算を計上すると。そういう今の石井委員の質問です。

○証人（石田義廣君） 事業と予算が100%イコールであるという理解ではございません。そういうことでこれまでもお答えしておりますが、予算は削除されましたが、ただ千葉工業大学

の大きな支援をいただき、この事業を立派に、成功裏に終了することができたと認識しております。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。地方自治法第2条に基づく市町村事務、いわゆる自治事務とはどんな事務ですか。

○委員長（瀧口義雄君） 第2条読みましょうか。いいですか。

○証人（石田義廣君） 先ほど事務局からご説明がございましたように、自治法におきまして法定受託事務以外の事務が自治事務であるということでございます。その自治事務については、住民福祉のための事務であるということが代表される説明かなと思います。

（「ちょっと待ってくださいすみません、今マイクの調子悪いので」と呼ぶ者あり）

○委員（石井芳清君） ただいまの自治事務はどんな事務ですかということでありましたけれども、事務局に朗読をいたさせましたが、改めて第8項、第14項、第16項について読まさせていただきます。

第8項、この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外の事務をいう。第14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。第16項、地方公共団体は、法令に違反しその事務を処理してはならないということであると思えます。

改めてここに照らして、自治事務とはについてもう一度お伺いします。

○証人（石田義廣君） 今、読み上げてご説明いただきましたけれども、そのとおりでございます、答弁が重複します。同じ答弁になります。

○委員（石井芳清君） 次に、御宿町、普通地方公共団体で専決を除いて予算のない事業を実施した例が過去にありましたか。

○証人（石田義廣君） 少し形は違うかも知れませんが、あるとき、ゼロ予算事業というのがございました。予算がなくても事業をやった経緯があったのではないかなと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） ゼロ予算は実質的にその職員の賃金、報酬、給料等が含まれているわけですよ。だから実績がゼロ予算ではないということでございます。

職員のボランティア的なもので、事業という形の形態ではないと思っております。これ私の見解です。

次、お願いします。

○委員（石井芳清君） 次に……

○委員長（瀧口義雄君） ゼロ予算以外に、これは事業という形ではなくて、そういう事例を御宿町にありますか。ゼロ予算、実質的に経費がかかっております。経費はカウントしていただいております。御宿町、あるいは都道府県、市町村等の事例をご存知でしょうか。過去においてですよ。

○証人（石田義廣君） ゼロ予算事業について、そのようなご理解であればそれはそれで理解いたしますが、このたび行ったような形での事業を御宿町において行ったかというご質問については、私自身は特に記憶がございません。

○委員長（瀧口義雄君） 全国の例はご存知でしょうか。

○証人（石田義廣君） 現時点で私は把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 把握しておらないんですしたら、次回までに調査しておいてください。全国で予算のない事業を実施した例が過去にあるかどうかというのは、次回までに調査しておいてください。

どうぞ。

○委員（石井芳清君） 次に、御宿町、普通地方公共団体で予算が削除された事業を実施した例が過去にありましたか。

○証人（石田義廣君） これまでには私自身の経験の中ではございません。

○委員（石井芳清君） 次に、御宿町の会計年度は4月1日から翌年3月31日まででよろしいですか。

○証人（石田義廣君） よろしいと思います。

○委員（石井芳清君） 次に、平成29年度予算がない事業を会計年度をさかのぼって契約することは可能ですか。

○証人（石田義廣君） 事業の内容が非常に問題というか、関係してくると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 具体的にお答えください。

○証人（石田義廣君） ご案内のとおり、この事業は日本とメキシコにまたがって行われる事業ということで、非常に期間も長期間を要します。そういう中で、この事業を遂行していくために、やはり日本国内で行う事務分担とメキシコで行う事務分担、分担制をとってこれまで、今年を含めて5回の経験で行ってきたわけでございます。

そういう中で、具体的には、一つには学生の皆さんからいただく参加料という、これは全く町の予算、前回のいろいろな議論の中にございましたが、地方自治法243条にいう公金ではあ

り得ないと、全くそうではないということの中で事業を実施してきたわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今質問しているのは、予算がない事業を会計年度をさかのぼって契約することは可能ですかという質問なのでございます。

（「ちょっとすみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ。

○証人（石田義廣君） このたびの、今のご質問の趣旨は業務委託契約のことなのかなというように考えますが、この件につきましてはとりわけ予算を伴ってございませんので、会計年度をまたがる云々については特に関係はないと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 再度、年度をさかのぼって可能という今の答弁でございますけれども、予算がないから可能だという判断でよろしいんですか。

というのは、例えばこの業務委託契約、現状でいいますと予算が削除されたのは3月の20日ですけれども、これは実質的な予算がない状況の中での契約でございます。それは事務上、事業としてあり得るのかという質問です。

○証人（石田義廣君） 短く答えますけれども、今のご質問はあり得ますということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたときに、30年度の要求予算の中に業務委託契約、学生募集の業務が入ってございました。これどう説明なさるんですか。2月1日に業務委託契約をなさっているという確約書が出ています。そういう中で、町長として3月の要求予算の中に学生募集先行業務の費用17万円が入っている。この整合性はどうとるんですか。

片方では予算がないと、必要ないと言ったのが2月の1日という話でございます、30年。町長として査定を3回しまして、予算要求の中に学生募集先行業務17万円入れたということは、どういう整合性がとれるんですか、同じ人です。公印も押されています。公印というか町長の印が押されています、両方とも。

○証人（石田義廣君） 2月1日の時点では契約を結びましたが、口頭上のを結んだ中で、契約自体には予算は特にはかかっておりません。そういう中で当時は、そのときは当然のことながら、予算提案権がある中で予算をご承認いただく予定の中で提案をさせていただいたということでございます。

それで、業務委託契約の中、前回にも申し上げましたけれども、業務委託契約の中に入っております人件費等の関係がございます。また、17万円……

○委員長（瀧口義雄君） いや、それは違います。違うというのは質問と違う答弁をしており

ますので、学生募集選考業務費が17万円入っています。入っている、要求したのは町長さんご自身です。それで契約したのも2月1日にもう契約しているんですよ。それは予算要らないという中で契約しているんですよ。1カ月以内です。査定も入っています。2月13日に査定しております。査定しているさなかにゼロ円で契約している。その整合性がとれないという、今の説明では。

○証人（石田義廣君） その17万円云々につきましては、予算は要らないという認識はまったくございません。人件費、あるいは謝礼のこともございますから、事業を展開する上で全くこれは、簡単に言葉でいいますと重複、あるいは黙っていても全く矛盾はございません。どういう事業が展開されるかということ、不足になるかわからない、人件費、謝礼が。そういうことで理解しています。

○委員長（瀧口義雄君） 同じ人間が、町長さんご自身ですけれども、2月1日です。査定が2月13日にあった中で、17万円必要なかったじゃないですか。ただで契約したというんですたら。業務員も要らないと。17万円、可決されていたらどうするつもりだったんですか。あなた自身が請求したんですよ、議会に。

○証人（石田義廣君） 答弁を繰り返しますが、予算は予算であります。そういう中で、人件費、あるいは謝礼等いろいろあると思いますが、全く私は矛盾はしていないと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） その矛盾をしていない理由が整合性がとれないじゃないですか。片方はゼロ円でいいと。議会には皆さん税金です、これは。請求しているんですよ。必要なかったじゃないですか。同じ月ですよ。

○証人（石田義廣君） これは何回も同じ答弁になりますが、このプログラム事業につきましては、これまでの経験の中で、例えば17万円の謝礼で全てできるものじゃございませんから、今までの経過もそうでございます。そういう中で、やはり業務委託契約は契約、謝礼は謝礼で提出させていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 謝礼という項目はありませんよ。業務委託という業務の中で謝礼が発生しているんです。謝礼と人件費を前回混同していますけれども、実際に予算要求しているのはご本人でございます。ゼロ円で契約しているということですから、何で同じ月で3月の間に予算要求を議会に提案したのか、全く合いませんよ。謝礼も予算でございます。同じ月の間に3回査定しています。それは町長査定でございます。

さらに申し上げれば、昨年の定例議会において、この事業は予算がなくて、事前に執行していたということは石井議員が定例議会指摘して問題だということで、そういう問題点を指摘

しております。そういう中で9月定例議会でも12月定例議会でも、この学生募集の補正を計上してあれば何も問題なかったという質問をしております。事前にそういう形で提起されております。それを踏まえても、全く町長ご自身として一顧だにしなかったということではないんでしょうか。補正を組んであれば何も問題なかった。

10分間休憩いたします。トイレ休憩です。5分から始めたいと思います。トイレ休憩いたします。それと、申し上げますけれども、12時前後に質問の区切りのいいときにお昼休憩1時間、13時までにはしたいと思います。事前にご報告申し上げます。

10分間のトイレ休憩です。

(午前10時57分)

○委員長（瀧口義雄君） それでは、続けて会議を開きます。

(午前11時09分)

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ、お願いします。

○委員（石井芳清君） では、次に進みます。

普通地方公共団体で、業務委託料の記載がない業務委託契約書はございますか。もう一度言います。普通地方公共団体で、業務委託料の記載がない業務委託契約書はございますか。

○証人（石田義廣君） 現時点で、私はそのようなことを経験したというか、見たことはございません。

○委員長（瀧口義雄君） 今、ご答弁なされたこと、あなた自身がやったことですよ。

いや、いいんですけれども、要するに見たことがないということによろしいんですね。はい。ということは、ないということで確定させていただきます。

次に移ります。

学生募集ホームページは、いつ、誰が作成しましたか。

○証人（石田義廣君） ホームページにつきましては、2月の初旬だったと思いますが、主に現地の担当されている方がつくっていただきました。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、今の質問は、いつ、誰が作成したか。報告書が来ておりますので、それを見て結構ですから、弁護人に見てもらって結構ですから。弁護人に書類を預けてください。

○証人（石田義廣君） 2月の初旬に作成いたしまして、広告掲載は2月15日からだったと思

います。

○委員長（瀧口義雄君） もう一つ、答弁が抜けています。誰が制作したのか。

○証人（石田義廣君） これまでにも何回か申し上げましたけれども、元一等書記官でありますアレハンドロ・バサーニェスさんが中心です。

○委員（石井芳清君） では、次に移ります。

制作費はお幾らですか。

○証人（石田義廣君） 広告費ですね、これは1回皆さんに書類として提出してございますが、ひとつひとつの広告費が詳細な内容では上がっておりませんで、広告費全体として計上されております。

○委員長（瀧口義雄君） よく確認してください。

○証人（石田義廣君） 広告費につきましては、全体で、U S ドルで306ドルということになっております。

○委員長（瀧口義雄君） その内訳を、じゃ今、説明してください。いいですか、制作費はという質問ですよ。広告費を聞いているわけじゃないんです。同じ報告書を持っていると思うんですけれども。今、石井委員の質問は、ホームページの制作費はお幾らですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） ホームページの制作費は、U S ドルで100ドルでございます。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度確認してください。もう一度申し上げます。制作費は幾らですかという石井委員の質問です。

○証人（石田義廣君） ホームページの制作費は、100ドルでございます。

○委員長（瀧口義雄君） どこにありますか、報告書に。

○証人（石田義廣君） 提出してございます書類にあると思っております。

○委員（石井芳清君） ページを指摘してください。同じものを持っておりますので。

○証人（石田義廣君） 8月3日付の議長宛てに出してございますが、御議第35-4で提出のあった2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に係る記録について別紙のとおり提出しますということで提出をさせていただいております。

○委員（石井芳清君） もう一度お伺いいたします。ただいま説明を受けたのは、証人提出の書類によりますと2018年御宿交流プログラム会計ということで、小さい四角と大きい四角がある文書でよろしいのでしょうか。

○証人（石田義廣君） はい。右の大きい四角。

○委員（石井芳清君） はい。この中に⑧バサーニェスとして、ちょっと読みづらいんですが、この中にホームページ作成というのが書かれております。今、証人が発言されたのは、下から3番目ですか、HPドメインというところですか。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員（石井芳清君） そうすると、私が聞いているのは、ホームページ作成というふうにとわかれております。この費用、これも含めるのかはわかりませんが。

○証人（石田義廣君） ホームページを作成した詳しい……、何名かで作成したと思うんですが、これにはこのように書かれておりますが、詳細については把握しておりません。

○委員（石井芳清君） それでは ですが、このホームページの内容を確認し、公開の指示を出した日にちはいつでしたか。

○証人（石田義廣君） このホームページが、これは募集ですから、募集のホームページだと思えますけれども、3月15日から募集に入っております。

○委員（石井芳清君） いや、先ほどの質問の中で、公開した日にちは2月15日と答えがありました。それはこの事務作業だと思いますが、このホームページの内容、確認、公開の指示ですね、募集ではなくて、このホームページの公開の日にち、それに基づいて今、証人の発言がありましたけれども、募集の事務は行われたということだと思いますので、この内容の確認ですね。それから、公開を指示をした、町の主催ですので、それはいつですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 広告については、2月15日の数日前であったと思いますが、15日からそういう広告を出しますということで、そしてまたその募集につきましては、ほとんど同日といえますか、やはり一兩日前であったと思いますが、そのように認識しております。

○委員（石井芳清君） それでは、そのことが確認できるものはございますか。

○証人（石田義廣君） メール交換がその前に1、2ありまして、しかしながらそれは全体的なものじゃなくて、例えば日程をどうするかとか——事業日程ですね、そういうことの交換がある中で確認をさせていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 確認した内容について、明らかにしていただけますか。

○証人（石田義廣君） その内容を今、ご提示いただきましたが、内容等について確認したところでございます。

○委員（石井芳清君） 繰り返しますが、それは何日だったのかということの証明と申しませうか、明らかにするものはございますか。

○証人（石田義廣君） 記憶をたどりますと、やはりその数日前であったと思いますが、物的なものは特にございません。

○委員長（瀧口義雄君） 内容は確認したということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） はい、確認をいたしました。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。

ホームページドメインはいつ更新されたんですか。

○証人（石田義廣君） 募集が3月15日からということで、ちょっとすみません、更新という意味はどういうことでしょうか。

○委員（石井芳清君） 一般的にドメイン、インターネット上に公開する場所ですが、ここを契約してホームページをつくるということになるのが一般的だと思います。契約書等が幾つか書類で提出されておりますけれども、このホームページのドメイン、インターネット上の場所だと一般的には申しておりますけれども、それはいつ更新されたんですか。

○証人（石田義廣君） 詳しい内容につきましては、現地においてそういうことをお任せしておりますので、詳細については把握しておりません。

○委員（石井芳清君） それでは、次に移ります。

改めてお聞きいたします。更新費用はお幾らですか。

○証人（石田義廣君） 現在、把握しておりますのは、今皆様方に提出した資料の内容でございまして、内容以上のものは、私は把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） その内容で結構ですから、ご答弁ください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、ホームページドメインについては100ドルの費用がかかっております。

○委員（石井芳清君） それでは、その期間を教えてください。契約した期間を教えてください。

○証人（石田義廣君） 資料がここにあります、ちょっとスペイン語で書いてございますので、ちょっと理解しがたいんですけれども、後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（瀧口義雄君） はい。そうしましたら、それに関してはお昼休み過ぎたら。今日できますか、それとも後日にいたしますか。

○証人（石田義廣君） 後日にしてください。

○委員長（瀧口義雄君） はい。では、後日にいたします。

○委員（石井芳清君） それでは、次に進みますが、証人はこの更新ですね、いつ指示を出さ

れたんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申しあげましたように、広告掲載については掲載の数日前であったと思います。また、募集についても、やはり募集期間の数日前であったと思います。

○委員長（瀧口義雄君） いや、今の質問は、いつ更新の指示をしたのかという質問でございます。ドメインの更新は、いつ指示なされたんですかという質問です。

○証人（石田義廣君） すみません、知識が少なくて。更新とはどういう意味なんですかね。

○委員（石井芳清君） そうでしたら、今、後日ということになりましたので、後日、一緒にご答弁いただければと思っています。

それでは、次に移ります。

学生募集のポスター、これはいつ、どなたが作成したんですか。

○証人（石田義廣君） ポスターにつきましては、やはり提出させていただきました資料でございますように、こういう8名で皆さん、やられておりますが、詳細、1人で行ったのか2人で行ったのか、ちょっとその詳しい内容は把握しておりません。

○委員（石井芳清君） いつ作成したんですか。

○証人（石田義廣君） やはりポスターにつきましては、明確な日付はございませんが、やはり広告の1種類でございますから、やはりホームページ等と同じ時期の前に作成して掲載をしたと認識しております。

○委員（石井芳清君） 制作費はお幾らですか。

○証人（石田義廣君） 印刷代としてはここに、資料でございますように、235 U S ドルでございますが、作成については、やはりこの人件費の中で支払っておりますので、人がお一人で行ったのか数名で行ったのか、ちょっと把握しておりませんので、そのような意味の作成費はちょっとお答えしかねます。

○委員（石井芳清君） 次に進みます。

証人はいつ内容を確認し、配布の指示をいたしましたか。

○証人（石田義廣君） これはポスターでございますか。

○委員（石井芳清君） はい。

○証人（石田義廣君） ちょっと手元に詳しい資料がございませんが、確認すればわかると思いますけれども、指示の日には記憶に、ちょっと覚えておりません。

○委員長（瀧口義雄君） そうでしたら、後日で結構ですからご報告ください。いつから使

用したのかというのは、そのときにまた、一緒に構いませんのでご報告ください。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。

学生募集のフェイスブック、こちらにフェイスブックがあるというふうに記載されておりますが、このフェイスブックは誰が作成したんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたアレハンドロ・バサーニェスさんが中心であります。

○委員（石井芳清君） この掲載費はお幾らですか。フェイスブックの掲載費はお幾らですか。

○証人（石田義廣君） フェイスブックの作成費は、これはペソで計算されておりますが、538ペソということでございます。

○委員（石井芳清君） これは、フェイスブックはいつから掲載されましたか。

○証人（石田義廣君） ちょっとすみません……。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。報告書にないから聞いているんでございます。時系列で、石田町長が主催の事業でございますので、その辺は前回も前々回もそうなんですけれども、自分自身が主催者でございますので、その辺ご理解ください。今、石井委員が質問しているのは、報告書にないから質問しておるのでございます。

○証人（石田義廣君） 申しわけございませんけれども、業務委託契約書の中でどのようにお願いしてございまして、今ご質問の内容のような詳細について、私も伺っておりませんので、フェイスブックの費用については提出をさせていただいておりますので、内容については、ちょっと中身は……。

○委員（石井芳清君） その費用について、フェイスブック掲載の費用について、口頭で報告していただけますか。

○証人（石田義廣君） フェイスブックの掲載費用につきましては、ペソですけれども、538ペソでございます。

○委員（石井芳清君） 次に、証人はそのフェイスブックの内容ですね、内容の確認、それから掲載の指示、ホームページと同様なんですけれども、フェイスブックについてはこの内容の確認と掲載の指示について、いつごろどのような形で出されたんですか。

○証人（石田義廣君） すみません。フェイスブックについては、詳細な件については、一応その当時、何度かお話をした記憶がございまして、詳細について余り覚えておりませんので、また後ほど担当者の方といろいろ伺ってみたいと思いますけれども。

○委員長（瀧口義雄君） そうでしたら、いつ掲載したかと、内容をいつ確認したのか、掲

示の指示をいつしたのかというのを後日、お答えください。

今、50分ですから、休憩に入りたいと思います。13時から再開したいと思います。よろしく
お願いします。

(午前 11時53分)

○委員長（瀧口義雄君） 時間になりましたので、会議を始めたいと思います。

(午後 1時00分)

○委員長（瀧口義雄君） 石井さん、どうぞ。

○委員（石井芳清君） それでは、業務委託契約とホームページの学生募集ですね、違いがあれば説明してください。業務委託契約とホームページの学生募集の内容の違いがあれば説明してください。

○証人（石田義廣君） 今お示しされましたように、業務委託契約書はお届けしてございます。業務委託契約書の内容についてはお届けいたしております。また、ホームページについてもお手元にあると思いますが、業務委託契約につきましては、メキシコ現地での学生の募集、選抜事務等をお願いしてございます。また、ホームページにつきましては、参加料についての内訳、先般の委員会におきまして、一部内容に過ちがございましたので訂正をさせていただきましたけれども、内容について、参加料の内容につきましては、国内で行うもの、また現地で行うものを区分けしました。そして、業務委託契約書におきましても、同じように現地において学生募集するというので、また広告あるいは選抜経費についても業務委託契約の中で行うということになっておると思います。

○委員（石井芳清君） もう一度お伺いいたします。

業務委託契約とホームページの学生募集内容の違いがあればご説明くださいということで、ここがこうなったというふうにきちんと説明してくれますか。ひとつひとつのことについて。

○証人（石田義廣君） 表現が少し違う部分もありますけれども、大筋として大きな違いはないと考えております。

○委員（石井芳清君） わかりました。

それでは、この業務委託契約書の具体的な委託内容ですが、この内容は誰が行っているんですか。

○証人（石田義廣君） 契約の内容に示してございますとおり、NPO法人プレ・テキストス

ということでございます。

○委員（石井芳清君） わかりました。

次に進みます。

業務委託契約と要求予算の違いがあれば説明してください。要求予算というのは平成30年度一般会計当初予算の要求ということでございます。

○証人（石田義廣君） 先ほど来、いろいろご意見もあり、また私も説明をさせていただきましたけれども、この業務委託契約の中では人件費ということで、この募集あるいは選抜事務についての記載がございますが、先ほども出ておりましたが、平成30年度の予算につきまして、謝礼という形で17万円が入っていたということでございますが、そのことについては業務委託契約書の中には入ってございません。

○委員（石井芳清君） 今のご説明の中なんです、この要するに要求予算ですね、この要求予算について議会に説明したことがございますよね。具体的には業建設委員会協議会、私の記憶によれば平成30年2月16日だと理解、記憶しております。このときはどのような説明をされましたか。

○証人（石田義廣君） 先ほども少し触れましたけれども、御宿町の平成30年度の予算を請求させていただきました内容につきましては、主に学生の皆さんが日本国内に来て御宿あるいは千葉工業大学、あるいはその他の地域でいろんな研修をすると、そういう中での費用の手当てと考えておまして、メキシコ現地でのいろいろな航空運賃を初め、募集経費等、その内容については学生の皆さんの参加料で賄われているということであると思います。

○委員（石井芳清君） この産業建設委員会協議会で説明をされたときに、この業務は誰が行うと、行いたいと、もしくは説明されましたか。

○証人（石田義廣君） 先ほど来出ておりますように、主催は御宿町でございますので、御宿町長である私が中心になって主催したわけでございます。

○委員（石井芳清君） もう一度。この産業建設委員会協議会予算要求、この中で証人は日墨協会と協定をしたいというご説明があったというふうに記憶をしておるんですけども、これは私の記憶に間違いございませんか。

○証人（石田義廣君） 先般も日墨協会の名前が出ましたけれども、昨年8月にメキシコを視察、いろんな国際交流をさせていただきまして、そういう中で、今後この事業の展開をする際には、非常に日墨協会のおける位置といいますか、状況が非常に重要だということで、そしてまた、よりよく事業を展開するためには、やはり公共的団体がよろいんじゃないかという

メキシコ大使館からもご助言もございましたので、皆様方の委員会でそのようなお話をさせていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 私もほとんど同様な記憶をしてございます。

この日にちは、改めて申し上げますが、平成30年2月16日の産業建設委員会協議会ということではよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 私には記憶が明確に今、ございませんが、今委員さんがおっしゃるといふことであればそのとおりであると思います。

○委員（石井芳清君） そうしますと、業務委託契約書、こちらですね。こちらの一番冒頭の4行ほどございますが、その最後にどのように書かれているかお読みいただけますか。冒頭の4行ですから、これ全部お読みいただきたいんですけども。

○証人（石田義廣君） ここに確かにこのように書かれてございますが、非常に2月1日に…

…

○委員長（瀧口義雄君） すみません、まず読み上げてやってください。

○証人（石田義廣君） 御宿町と特定非営利法人プレ・テキスト・オルブ・メヒコ・ACとは、甲の主催する日本・メキシコ学生交流プログラム事業に対し、以下のとおり2018年2月1日契約を締結したことを確認するということでございます。

○委員（石井芳清君） そうしますと、このときの要求予算の、たしか業務委託費であったと記憶しておりますけれども、17万円でしたか、この委託先というのはどこなんですか。この要求予算における委託先ですね。

○証人（石田義廣君） これは委託費じゃないと思うんですけども、謝礼ということで載っておったかなと思いますけれども、これはまさに事業を行う上での必要が生じた上でのお支払いという考えでした。

○委員長（瀧口義雄君） 私のほうからいいですか。予算書、私たちもいただいております。謝礼にはなっていないと思うんですけども、勘違いじゃないんですか。予算書の案を見ていただければと思います。これは物があるので、具体的な話なので、今の答弁と具体的に町長で議案を出したものと内容が、今の答弁と違っておりますけれども。

○証人（石田義廣君） ちょっと確認させてください。

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ。

○証人（石田義廣君） 私の手元にあります資料につきましては、謝礼金として17万円が掲載され、報償費ですね、謝礼金として掲載されております。

○委員（石井芳清君） 今のご説明の資料というのは、何年度なんですか。

○証人（石田義廣君） 平成30年度に関します事業でございますね。

○委員（石井芳清君） それでは、次に移ります。

ホームページと要求予算の違いがあればご説明ください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたように、ホームページにおいて、当初の掲載内容に非常に誤解しやすいといえますか、過ちと言ってもいいんですが、そういうことで過ちがありましたということで訂正をさせていただいております。その後の内容については、予算の内容と同じ内容であると思っております。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。今のはホームページではなくて、業務委託契約と要求予算の違いです。

○委員（石井芳清君） ただいまのご説明では、一部間違いがあったので訂正を行ったということだと思いますが、それはいつ行ったんですか。いつ発見して、いつ行ったんですか。

○証人（石田義廣君） 訂正はたしか6月20日だったと思いますが、それで数日前に気がついたということであったかと思えます。

○委員（石井芳清君） それを具体的に証明するものはございますか。内容について、その間違たと仰られたわけですね。その前に私は、ホームページと具体的な要求予算が違うと、そういう質問をいたしました。違いがあるので訂正をしたというお答えをいただいたんですね。回答をいただいたわけです。具体的に、そのことをどのようにして伝えたんですか。

○証人（石田義廣君） ちょっとお待ちください。

初めの広告決裁におきましては、前にも申し上げましたけれども、この2,650ドルの中に4週間分の中級日本語コース料金とか、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ費用とか、日本国内の移動交通費等が含まれていますという表示がございましたので、これは2,650ドルをお支払いいただければ、この事業の全体の中でこのようなサービスが受けられますという意味で掲載をいたしました。しかしながらこの内容を直にとりますと、やはり誤解を招くというか間違いとして受け取られますということで訂正をさせていただいたわけでございます。

これがちょうど6月21日に掲載されておりますが、日本プログラム——メールが来てございまして、参加料金2,650ドルにつきましては以下の費用が含まれておりますということで、往復の国際航空費、また登録費、募集関係手数料等々となっております。その次に日本プログラム側のスポンサーが負担しますということについて、日本国内の移動交通費、4週間分の中級日本語コース料金教材費を含む、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ費用等というこ

とが書かれています。そういう中で、参加料金の内訳が不明確であったことについてはおわび申し上げますという内容になっております。

○委員（石井芳清君） それはどのように指示をしたんですか、具体的に今、説明いただいた内容なんですけれども。

○証人（石田義廣君） まさにこのホームページの広告決裁の内容が、やはりこれでは当然間違いという、このような具体的に内容は2,650ドルの中に含まれる、参加料金には含まれていますがと書いてありますけれども、全体でそういうサービスが受けられるということであるんですが、やはりこれをそのまま見ると誤解を招くというか、間違いにとられるので、これは訂正すべきだということで、今申し上げた内容のように訂正をさせていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 私がお聞きしているのは、どのように指示をしたのかということです。今、お話の内容ですけれども。

○証人（石田義廣君） この直前に電話で応答しまして、現地のほうの担当者の方とお話をし、訂正をさせて記載させていただきました。

○委員（石井芳清君） 今の事実で少し具体的にお聞きいたします。改めてお聞きいたします。この学生募集、いつから開始しましたか。いつからいつまでですか。

○証人（石田義廣君） 学生募集は3月15日から4月15日まででございます。

○委員（石井芳清君） 次に、学生の合格発表日はいつですか。

○証人（石田義廣君） 5月1日でございます。

○委員（石井芳清君） 次に、学生が参加費用を入金したのはいつですか。

○証人（石田義廣君） 皆様方に資料はお届けしてございますが、このNPO法人の口座に、たしか5月1日以降、10日までの間に10名の費用が振り込まれております。

○委員（石井芳清君） 改めてお聞きします。

募集要項の変更はいついたしましたか。

○証人（石田義廣君） 変更して、その内容についてこちらでメールをいただいたのが6月21日でございます。

○委員（石井芳清君） それは変更したという確認もということですか、今説明いただいたのは。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度言ってあげてください。

○委員（石井芳清君） 6月21日というのはどういう日なのか、もう一度ご説明いただけます

か。

○証人（石田義廣君） 変更された内容が、たしか20日か21日に具体的にホームページが変更された、どちらかというかと不確かでございますが、21日にこのように変更して掲載したという連絡をいただいています。

○委員（石井芳清君） わかりました。

次に、その変更ですが、この変更はどのように公表されましたか。町としてですね。

○証人（石田義廣君） インターネットのホームページでございますので、特にこうしましたという別な広告 はいたしておりません。

○委員（石井芳清君） 今の変更につきましては、関係者にどのように周知いたしましたか。

○証人（石田義廣君） インターネットのホームページでございますから、皆さんこのバサーニェスさんから連絡をいただいております。そういう中で、特に内容云々についてご不満とか、困るとか、そういうことは全くございませんでした。

○委員（石井芳清君） 関係者と私、お聞きしましたけれども、具体的にはどういう方々ですか。

○証人（石田義廣君） 基本的には10名の学生さんを中心に、皆様方にバサーニェスさんのほうからご連絡いただいたと思っております。

○委員（石井芳清君） 今回、合格した方々、5月1日だというお話をいただきました。この合格者、合格学生ですね、そのほかに具体的にどういう方々に周知をしたんですか。

○証人（石田義廣君） このインターネットホームページですから、ご覧いただくようにということで、個人的というか、1名1名、そのほかのいろんな方々に連絡したという報告は、特に私は聞いていなかったと思います。

○委員（石井芳清君） そうしますと、この関係者というのは、合格した学生のみということよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 現在の記憶といたしますか、その内容については、そのほかにどこそこに連絡したということはなかったかなと思います。

○委員（石井芳清君） ただいま証人が、6月20日ごろホームページが訂正されたというふうには回答されておりますが、その後、この学生募集のホームページが閲覧できないような状況があったというふうに事務局から聞いておりますけれども、その後についてはどのように把握しておりますか。6月20日以降ですけれども。

○証人（石田義廣君） ちょっと期間が定かでございますが、6月20日以降といたしますか、

何日かたちまして、もう既に募集が終わっておりますので、ある時期にホームページの掲載をおろしたというようなことは伺っております。

○委員（石井芳清君） 今、このホームページはどのようになっているか、ご説明いただけますか。

○証人（石田義廣君） その内容については、それ以後、特に私は見ておりません。

○委員（石井芳清君） はい、わかりました。

○委員長（瀧口義雄君） 二、三、ちょっと追加でお聞きしますけれども、6月20日か21日ごろという形で変更したと。これ、ホームページの変更されたんですか。

○証人（石田義廣君） このメールにおきましては、先ほども申し上げましたけれども、その内容でしましたと。上記のように訂正をいたしましたというようなことを伺っております。

○委員長（瀧口義雄君） 伺っていたという話じゃなくて、確認いたしましたか。ホームページが変更になって、要するに今、証人が言われたように、業務内容が違ったと、募集内容が違ったということをホームページに掲載されたということを確認しましたか。

○証人（石田義廣君） このような内容のメールが来ましたので、当然のことながら変更されたと私は考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 考えているだけです。確認はしていないということですね。

それと、8月21日のご答弁では、説明しなくていいということで、また本人も学生に説明はしていないという会議録を見ればわかると思うんですけども、そういう答弁と今日の答弁とは全く違いますけれども、読み上げましょうか。

今日言ったのは、ホームページに6月20日か21日、それは未確定としても、ホームページに変更の内容を掲載したと言っておりますけれども、それは確認していないと。メールだけ来たという中で、掲載内容が変更になったという確認はしていないと。

もう一点は、8月21日のご答弁と今日のご答弁が相違していますので、学生が知らなかったら何も混乱は起こらないと思いますよ。ホームページどおり振り込んでいますから。そのとおりの形でいっていると思いますけれども。変更は学生は知らないという認識でおりますけれども、ホームページの変更をしたかという確認がとれているのか、それと学生に説明しなくていいという形で学生に説明していない。

○証人（石田義廣君） 私の答弁が前と違うということでございますが、当然のことながら、私は担当者の方について、こういう内容に変わりましたからご連絡してくださいと申し上げた記憶がございますが、本人が説明しなくていいというような内容については、ちょっと非常に

記憶が薄いんですけども、その辺はもし私の答弁に食い違いがありましたら、再度確認はさせていただきますと思います。

○委員長（瀧口義雄君） ホームページは変更になっておりませんよ、私たちが確認したら。関係を含めて。これはホームページを見ている人が6月20日以降も、今言われたように、変更になっているものは確認できませんよ。

再度申し上げます。これ、石田町長さんの証人としての答弁で、8月21日でございます。会議録ですから正確です。「現地の担当者によりますと、そのようなことは説明しなくていいと言っておりました、だから説明しなかったということでございます。」これは会議録です。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、食い違いがあるということであれば、また再度、私が確認したいと思います。当事者にですね、現地の方に。

また、ホームページのことについても、私は当然のことながら、この担当の方を信頼の上でやっておりますので、皆さん方の調べた中では変更されていないというご指摘でございますので、その辺もしっかりと確認したいと思います。

○委員（石井芳清君） 先ほど予算要求ですね、当初予算、この事業についてということで、これは事務局から議決書を持ってきていただきました。この予算書37ページ、メキシコ学生募集選考委託17万円、これは13節の委託料でございますが、確認してもらえます。

○証人（石田義廣君） 確かに、予算書は今、確認しましたけれども、委託になっておりますけれども、これは私が持っている書類は経過上の途中の書類のようなことでございますけれども、内容につきましては、この17万円というのは、携わった人たちにお支払いするような謝礼とか、あるいは人件費的なもので、それは間違いのないと思いますが、ただ名目が途中で変わったということでございます。そういう中で、この業務委託契約書との整合性はどうかというご質問になろうかなと思いますが、業務委託の内容はそこに書かれているとおりでございます。そういうことで、この委託費としては載っているけれども、中身は謝礼とか人件費的なものであるということは間違いがないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） それが業務委託費ではないんですか。人件費が業務委託、謝礼が業務委託費ではないんですか。

石井委員が言っているのは、何でこう同じものが出てくるのかということと、昨年メキシコに行かれて日墨協会の関係者とお会いした、そういう中でこの業務委託は日墨協会にしたいという中で、日墨協会のほうで17万円あれば学生募集選考の業務ができるという話の中で、17万円の予算立てをして町長さんが査定の中でされている、決裁して予算に上げたということを担当

課から聞いております。今の話と全く違います。そういう中で、もう2月1日に業務委託契約をしてしまっている、この食い違いを石井委員は何ですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 今の委員長さんの冒頭の説明は全く違います。担当課はそのようなことをおっしゃったかわかりませんが、こういう17万円云々とか内容について、日墨協会とお話したことは全然ございません。私がこの事業をしっかりと確たるものにして進めるためには日墨協会のご協力が必要だということで皆さんにご提案したんですが、ご意見をさせていただいたんですが、大方のことは反対という雰囲気でした。何でこの件について改めて協定を結ばなくちゃいけないのか、何で今までどおりいろいろ交流していたからそれでいいじゃないですかというような、私は大方のご意見として受けとめましたので、それ以上日墨協会のお話は回答には達しませんでした。

○委員（石井芳清君） 確認させていただきますが、先ほど事務局が持ってきた今年の予算書ですね、可決したもの、提案者、そしてこの業務委託契約者とは同一人物ですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、事業を遂行する上で……

○委員長（瀧口義雄君） いや、今聞いているのは、業務委託の契約者と予算の提案者が同一人物かという質問でございますので、簡潔に。

○証人（石田義廣君） はい、全くそのとおりです。

○委員（石井芳清君） そうしますと、繰り返しますが、これは2月1日ですね。今、証人がご説明していただいている部分が2月1日以降でございます。そうしますと、2月1日に、先ほど証人お読みいただきましたけれども、この乙ですね、業務委託契約者の乙。であるならば、2月16日の説明は本来しなくてもいいということになるんじゃないでしょうか。このことを伺いたいと思っております。

○証人（石田義廣君） 過去4年間ですね、今年5回目になりましたけれども、この広告、募集して選考するという事務、この費用がおおよそ、その年々によって違いますけれども、80万円から90万円かかるというんですね。かかっていました。そういう中で、じゃこれまでその費用をどうしたとしたのかというと、やはり担当者とか関係者の大きなボランティア精神があってできました。

そういう中で、このたびこういう、初めて現地の2,650ドル、参加料から募集費を捻出するということは、もう今までそういう形で大きなボランティア精神でやってきたものが、なかなか無理ができてきてできなくなったということで、ぜひすばらしい事業なんで続けたいということがございまして、そういうことで協議した結果、じゃそういう形で募集いたしましよと

ということになりましたね。だったんですが、そういう意味では、人件費とか謝礼とか、この経費的に非常に多くかかっておりますので、その2,650ドルの中できちんと賄えればいいですけども、不足することもあるかもわからないと、そういうことでたまたまといいますか、一般会計にもこのように出ておりますが、そういう意味で全く私はあの矛盾をしないと考えています。

○委員（石井芳清君） 私がお聞きしているのは、この契約書は2月1日に口頭でなされたものですよね。それを7月11日に書面にあらわしたというご説明をいただいております。2月1日ですよね。それ以降の説明と、証人自ら町長としてお出しになられた予算書との突合ができないということなんです。説明していただいておりますけれども、説明、この2月1日の当時であれば、当初がこの乙なわけですね。ここと2018年度の業務を行うということで議会に説明すればよかったのに、一般的にはですね。予算書も当然2月1日ですから、それ以降ですよね。と思いますので、説明をいただきたいと思っています。

○証人（石田義廣君） なかなか説明が不十分といいますか、わかりにくいかもわかりませんが、重複することになりますけれども、この募集選抜経費等は非常に予算といいますか、事業費も過去においてかかっております。そういう中で、この参加料の中で賄うという契約でございました。しかしながら、これまでの経過を見ると、その状況においてかなりの変化がありますので、私が町の会計に10何万円という予算を組んだことは、要求したことは、全く私は矛盾していないと思っております。

○委員（石井芳清君） そうしましたら、この業務委託契約書の内容について。この内容については、いつ、どういう形か。これは確認書ですよね。この内容については、いつ議会よりそこら辺について指示したというんでしょうか、ここら辺の公表ですね。この契約を承認したのは7月11日と、ここには書いております。この内容について、いつ公表されたんですか。

○証人（石田義廣君） 時間の推移からいきまして、2月1日、そして7月11日とあるわけですが、このことにつきましては学生の皆さんの授業が7月2日から8月1日まででございます。そういう現実的な状況の中で、やはりその前に、ご承知のように6月において特別委員会が設置されたということでございますね。

そういう中で、6月の議会でもいろいろやりとりといいますか答弁をさせていただきましたけれども、2月に口頭上の契約、合意をしたということの中で、申しわけないですが、私の顧問弁護士さんにもいろいろ相談をいたしまして、口頭上の合意で進めてきて、そのときは正に3月の議会においても予算が削除されるということは全然考えておりませんでした。そういう

中で予算がなくなると、削除されたという現実の中で、しかしながら事業がかなり進んでいるということで、いろんな関係性の中、国際性の中で、やはりできるならばこの事業を進めたいということで、千葉工業大学さんのご協力を仰いでこの事業を進めてきたということでございますので、そういう状況で7月11日に契約が結ばれたということでございますので、ご指摘のように、その内容については、特に議会の契約を結ぶまでの内容について、またその契約書の内容については議会の皆様には説明はさせていただかなかったということでございます。

○委員（石井芳清君） 7月11日以降、それによって明らかにしたということでよろしいでございますね。わかりました。

具体的に幾つかお聞かせいただきます。

本プログラム参加学生は、ホームページに記載されたこの内容で10名が約300万円納入して支払ったということになると思いますが、ただいまの説明では、本来学生が負担しなくてよい費用まで負担していたというふうに理解するわけでありませうけれども、いかがですか。

○証人（石田義廣君） 学生の皆さんが負担しなくてもよいような費用というのは、私少し念頭にございませぬ。そのように思うんでしたら、差し支えなければお教えいただきたいと思ひます。

○委員（石井芳清君） これが冒頭の、今日も確認しました2月の半ば、証人がおっしゃった内容ですね。このホームページの内容にもあるように確認されたと思ひてございますが、この変更が6月20日以降というご説明だったと思ひますね。そうしますと、この内容で契約をなされた、しかも今の質問の直前に委託契約事務について、私確認をいたしましたけれども、4月11日以降において公表されたと。これについて、それ以前に議会を含め、公表したことはないということで確認させていただいたと思ひます。

そうしますと、この2月上旬にホームページに公開された内容が募集内容、それも違っているのは別にいたしましても、
だと思ひますね。そうすると、ただいまのご説明ですと、これは6月20日以降に変更されたと、いわゆる募集事務が終わってしまったと。後ですね、学生が確定したということでございますので。そうしますと、学生はこの参加料金の用途の変更をですね、これを当時知らないまま、要するにこのホームページ上で金銭の授受をしたということだというふうに思ひますけれども、それはそれでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、この変更前の内容につきましては、この事業全体で2,650ドルを支払えばこのようなサービスが受けられますという意味合いの中で掲載しております。しかし、やはり一般の方々が見るとそうじゃない内容になっております

ので、変更をさせていただいたということですが、内容につきまして変更はありましたけれども、サービスを受ける方々の内容については同じであるということだと思います。

○委員（石井芳清君） 今、証人がお答えいただきましたけれども、もともと要するに変更する内容、それから変更すべき内容ということではないと、軽微な内容であるとすればホームページは変更しなくてもいいわけですよ。というふうに一般的に言われるわけですが、少なくともこうした事務、今証人がおっしゃられた事務、これは行政の通常の手務というふうに言えるのでしょうか。こういう事務でよろしいのでしょうか。これは適切な御宿町の行政の手務であると、今おっしゃられたわけですね。この6月20日に、これ変更したわけですね、募集内容。これは御宿町の行政が通常行う手務として適切だというふうにお考えなのでしょうか。

○証人（石田義廣君） このプログラム事業につきましては、これまでの委員会におきましていろいろ答弁をさせていただいておりますが、例えばスタート時点の2月、3月くらいは、職員の皆さんもそれぞれいろいろと連絡を取り合ったり何かしておりましたけれども、予算が削除され、また特別委員会が設置される中で、この事務に携わることに非常に、なかなか一般的な手務という意識が薄れてきたという中で、私も強力に職員の皆様にこれをやってくださいと、権限といいますか、そういうものはあると思いますけれども、夏も控えましていろんな忙しい中で、そのような状況が生まれてきましたので、私から事務をやってくださいと、やりなさいという命令は下さなかったと、控えさせていただいたということでございます。

そういう中で、普通の状況じゃないという感覚もございますが、私はでも全体的、総合的に勘案しましてこの事業を進めなくちゃいけないと、法的に全く違反はしていないので、この事業を進めなくちゃいけないという考えのもとに、私はこの事業を進めてきたわけでございます。

○委員（石井芳清君） 御宿町の事業だと証人はおっしゃっております。私が聞きたいのは、こうした金銭授与ですね、それは御宿町の手務として適切なのかということです。御宿町の事業、と証人はおっしゃられておりますので、全てが業務委託契約書の御宿町町長として結ばれていると思うんですね。それは御宿町の事業を委託するということだというふうに捉えて理解しております。御宿町の事業、御宿町金銭授受ということになるのかなという感じで解釈しております。

で、私のお聞きしたいのは、こうしたほかの手務ですね、逆に言えばほかの手務のこうしたことが御宿町では行われているということによろしいんですか。契約内容と——契約といいましょうか、事前交渉した内容と具体的事業の中身が違うということでの金銭授受は普通に行われていると、例外ではないという理解になってしまいますが、そういうことによろしいんです

ようか。

○証人（石田義廣君） これは、先ほどもちょっと出てきたかもわかりませんが、この事業費といいますか内容については、この4回、5回と経験した中で、この事業については日本国内で対応する部分とメキシコの現地で対応する部分で、分担制という形できたわけですね、ずっとね。現地では現地でやってください、で、よろしく願いますということの中でやってもらうと。だから、御宿町の一般会計に、やはり入れるべき私はお金では、予算ではないと思っております。

そういう中で、御宿町のやるべき仕事を業務委託したんじゃないかと、分担制の中で協力して、ご協力願いますという意味の業務委託だったと、そのように理解してございますが、そういう意味では全く現地の参加料を、例えばそれが、いわば公金に言ういろいろな歳計現金とか、いろいろな公金の定義といいますか、4つ、5つございますが、そういう私は参加料は現金ではないということで、分担制の中でこの事業を進めてきたという認識がございます。

○委員（石井芳清君） 私がお聞きしたいのは、その実務の内容です。事務の内容、具体的なあれです。その集めたお金がということではありません。御宿町に事務を委託しただけですか。していないんですか。このことは業務ということなんですけれども、町の事業を委託したんですか。この契約書について、説明いただけますか。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたけれども、現地における参加料を集めると、そういうもともと町が行うべきものを委託したいということでは、私はそういう認識はございません。やはり現地は現地でやっていただいて参加料を集めていただくと、そういう中でこの事業を分担制で行ってきたと考えております。そういうことで、非常に前回の会議にございましたが、町が主催したから、あるいは町がインターネットで掲載したから公金であり、243条にいう公金であると、そういう考えは全く持っておりません。

○委員（石井芳清君） 私がお聞きしているのは……

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと待ってください。質問の範囲で答えていただけないでしょうか。

○委員（石井芳清君） もう一度お聞きしてもよろしいですか。

業務委託契約書という名前の書類であります。甲と乙、甲は千葉県夷隅郡御宿町須賀1522、御宿町長石田義廣ということで、もう一度お聞きいたしますが、ではこの押印はどういう種類の押印ですか、この印鑑は。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、町が現地に……

○委員長（瀧口義雄君） すみません、押印は何ですかという単純な質問でございますので。

○証人（石田義廣君） 業務の委託契約の押印でございまして、契約が成り立っております。

○委員（石井芳清君） この押印、どういう種類なんですか。これはどなたが使うんですか。どういう権利の方が使うんですか。

○証人（石田義廣君） 申し上げるまでもございませんが、町の町長、職印のものです。

○委員（石井芳清君） すると、これは改めてお尋ねしますが、御宿町町長が行った業務委託契約書ということで間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） はい、業務委託契約書です。

○委員（石井芳清君） この業務委託契約書は何を委託しているんですか。

○証人（石田義廣君） ここに記載されているとおりでございます。

○委員（石井芳清君） 読み上げていただけませんか。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、この業務委託契約を証人が読み上げた後、10分間休憩にいたします。

○証人（石田義廣君） 第2条ということでございますが、甲は本契約に定める条件に従い、本件プログラム事業に関する以下の業務を乙に委託して、乙はこれを受託すると。本件プログラムに参加する学生の募集選考、参加者の航空チケットの手配及びチケット代金の支払い、また3番目として、参加者に対する旅程の説明、4として参加料の徴収並びに精算ということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、2時20分までトイレ休憩といたします。

（午後 2時08分）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き会議を始めます。

（午後 2時20分）

○委員（石井芳清君） 今、業務委託契約書を読み上げていただきました。この委託した業務というのは、御宿町の業務ということにはならないですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども少し、お話を申し上げましたけれども、この事業につきましては、今年で5年経過した中で、やはり国際交流と言いますか、日墨交流発祥の地である御宿町、メキシコとの事業でございますけれども、メキシコ全土から学生が募集されるということで、メキシコ大使館さんにも大きなお世話になりました。そういう中で国にまたがった事業で

一般の事業とはなかなか同じような扱いはできないという認識がございますけれども、メキシコにおいてのいろいろな事務は基本的にはメキシコでの現地の方々にはやっていただくと。学生の皆さんが、こちらに来たときは主催者といいますか、こちらで対応すると、それが基本的な形でこれまできたわけでございます。そういうもので、ただ何も契約的なものがなければまずいでしょうという話もございまして、このような協力をお願いすると、分担制の中で、この部分についてはお願いしますよということで、このような業務委託契約を結ばせていただいているということでございます。

○委員（石井芳清君） 繰り返す質問になりますが、その業務の内容、分担というお話はわかりました。分担するために業務委託契約書というのを、多分、結んだんだろうかと、それは理解いたしますけれども、その内容事務というものは、その性質は何なのかというのが私の質問です。何を委託されたのか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、何をということについては、ここに今、読み上げさせた内容のとおりでございまして、現地において、もともとメキシコにおける募集を御宿町がもともとやるものを、行うべきものを委託したという理解ではなくて、もともと発端から分担制で行うということの中で、ご協力をいただくということで、このような契約を結ばせていただいたと。

○委員（石井芳清君） 一般的に契約書が結ばれているわけです。この契約書の一言一句が契約内容だというのが契約書だというふうに思うのですが。この契約書、ただいまお読みいただきましたけれども、「第2条 甲は本契約に定める条件に従い、本件、プログラム事業に関する以下の業務を乙に託し、これを受託する」、これは契約書の第2条ですね。この内容で正しいものかをお聞きします。この文言について、私は言っています。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、内容については書かれてあるとおりでございまして、メキシコにおけるそういった事務をメキシコのサイドでやっていただくという分担制をとってやってきております。

○委員（石井芳清君） 第2条のとおり随意、業務委託契約書のとおりということで理解してよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 申し上げます。

その文面だけ見ますと、そういうことじゃなくて、やはり今、現実的なそういう分担制、協力をお願いする部分がありますので、その辺は加味してご理解いただきたいと思います。

○委員（石井芳清君） もう一度お聞きします。業務委託契約書というのは、これでよろしい

んですか。先ほど、署名・捺印のもの、こういうふうにありますけれども。これが今回における業務委託契約書でよろしいですか。これが全てですか。2月1日の確認ということですね。

○証人（石田義廣君） 契約書のとおりでございますけれども、私も説明を加えさせていただいております。

○委員（石井芳清君） 契約書以外のものはないですか。それはどのように実行されたんですか。

○証人（石田義廣君） 実際に、この事業を遂行していく中で、今、申し上げた内容を履行してきたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今、2通りの答弁しておりますけれども、石井委員から聞いたのは、この業務委託契約書でよろしいのかと言ったら、そのほかにということを書いていまして、そのほかには何かという質問です。

○証人（石田義廣君） そこには記載はされておられませんけれども、事務を分担するという意味が、この事業のスタート、5年前にスタートしたときから基本的にメキシコにおいてはメキシコサイドで行っていただくという考え方がございますので、記載をされておられませんけれどもご理解をいただきたいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） そうでしたら、業務委託以外の事務の分担について、ご説明ください。

○証人（石田義廣君） メキシコにおける、そこに書かれてございます内容について、事務を分担して行っていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 業務委託契約書の内容により事務を行われたということで了解いたしました。

次に移ります。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと待ってください。

傍聴人に申し上げます。飲食するときは、議場外でお願いいたしたいと思います。

ありがとうございます。

承知しておりますので。薬飲むときは議場外でお願いいたします。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。

本プログラムの参加学生、先ほどお伺いいたしましたけれども10名で約300万円、全部ということですが、これは、航空運賃等が含まれるということですが、それ以外の費用、約120万円ほどだというふうに思うわけですが、これが違うというのであれば、

学生に返還すべきではありませんか。

(「末尾が聞こえない」と呼ぶ者あり)

○委員(石井芳清君) じゃ、もう一度、申し上げます。

航空運賃以外の金額については、学生に返還すべきだというふうに考えますが、いかがですか。というか、返還すべきものだというふうに理解しますけれども。

○証人(石田義廣君) この事業を執行するための必要経費でございます、返還すべき経費では全くないと理解しています。

○委員(石井芳清君) 次に移ります。

この、先ほどの契約書でありますけれども、金額のない委託契約書は今まで見たことがないと思うんですけれども、午前中、答弁されましたが、町民の締結した委託契約書の金額はお幾らですか。

○証人(石田義廣君) この契約を結ぶこと自体についての契約料といいますか、費用はかかっておりません。

○委員長(瀧口義雄君) 契約料ではなくて、契約金額について聞いているんです。契約にかかった費用ではなくて、契約金額です。業務に対する。業務委託費です。それについて質問しています。

○証人(石田義廣君) 今おっしゃいました内容について、契約金額というものはございません。

○委員(石井芳清君) そうしますと、この委託契約業務については、金銭の授受はないということによろしいですか。

○証人(石田義廣君) 契約金額がないということと金銭の授受がないということは同一ではないと理解しています。

○委員(石井芳清君) そうしますと、いわゆるこの業務については、費用は発生すると。発生した。今も言ったように発生する。

○証人(石田義廣君) 何がですか。

○委員(石井芳清君) この業務です、委託用、については費用が発生する、発生した。

言うと、細かく言うと発生したというのが正確な表現かわかりませんが、この業務を委託した業務については、金銭の授受と申しましょうか、事業費と申しましょうか、そういうものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○証人(石田義廣君) 活動清算書でご報告してございますように、この参加料の出金等の内

容については、掲載されております内容が、しかし、このNPO法人への業務を行う上での費用というのは記載されておられませんということでございます。

○委員（石井芳清君） そうしますと、一般的にこういう委託契約業務、こうしたものは一般的に事業費をおいて契約するというのが一般的だというふうに思うんですね。

本件にかかる委託契約においての消費税というのは、どのようになっておりますか。

○証人（石田義廣君） 消費税。先般でそういうものもございましたけれども、契約時に消費税は記載しなくてもいいということで、このように記載しました。

○委員長（瀧口義雄君） 契約時という話ですけれども、じゃ、事業終わった後、消費税はお払いになるんですか。今の答弁だと、そういう答弁でありますけれども。

○証人（石田義廣君） そのような意味ではございませんで、この契約を締結するといいますが、内容について、いろいろ検討したときに、当然、この契約自体に関する契約料金はございませんので、消費税に関するものはないし、また、中の料金等は全てそういうものを含むという理解のもとで、このような契約がされています。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと意味が通じないんですけれども、もう少し具体的にお話しできないでしょうか。

○証人（石田義廣君） 今、ご説明ございましたけれども、例えば航空運賃とか、広告費とか人件費、大別しますとそのような内容になっておりますけれども、それで、ひとつひとつの項目に数字がUSドルでいくくら、と数字がございますけれども、その数字については、全て消費税込みという理解でこのような内容になっております。

○委員（石井芳清君） そうしますと、その消費税というのは今回のそれでお幾らになりますか。

○証人（石田義廣君） 込みの金額が出ておりますけれども、具体的にまだ計算といいますが、内容的には計算はしていません。

○委員長（瀧口義雄君） それは日本に納める消費税ですか。それともメキシコ国内ですか。

○証人（石田義廣君） この内容につきましては、消費税を含まれるということでございますので、実際に、具体的に航空運賃の消費税、理解がちょっと届かないんですが、ほかのについても含まれるということでございますので、メキシコ現地でのお支払いになっておりますので、そのようにメキシコ国内でのことであると理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） もう一遍お聞きしたいんですけれども、空港利用税、諸費、これはどうなっておるんでしょうか。記載がどこにもないんですけれども、報告書に。町長さんが昨

年行かれたときは、一人2万280円の費用が発生して計上されておりますけれども。

○証人（石田義廣君） 航空運賃につきましては、手数料込み航空券ということで金額が記載されてありまして、その内容について、ちょっとスペイン語で領収書の中に書かれてあるんですが、ちょっと今の時点で理解し難いんですが。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、その171万何がしの中に入っているということでしょうか。

○証人（石田義廣君） そのように理解しています。

○委員長（瀧口義雄君） チケット代に空港使用料、諸費が入っているということでしょうか。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員（石井芳清君） それでは、次に移ります。

先ほどから私が指摘しております、当初の募集要項ですね。この募集要項で町に入るべき収入は、このことですね。これなんですけれども。この募集内容では町に入るべき収入は300万円というふうに綱領に書かれているというふうに考えられますが、それでよろしいのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 私は、先ほど来、申し上げておりますけれども、この参加料につきましては町が収入すべき現金、金額ではないと、内容ではないと理解しています。

○委員（石井芳清君） 少なくとも、先ほどの石田町長が今年、予算提案されました当初予算、ここの歳入には、諸収入の中に参加費18,000円、10名分が要求されていたのではないですか。

○証人（石田義廣君） この登録費につきましては、前にも申し上げたと思いますけれども、何か登録するための費用ではないということできております。実際的には参加料の一部、経費の一部、諸費に参加料が諸費に使われていたということで、1人あたり18,000円ということで、この数年でしょうか、歳入で賄ってきておりましたけれども、そのように理解しております。

○委員（石井芳清君） そうしますと、繰り返しますけれども、この予算請求書、歳入、これは、どのような扱いになりますか。

○証人（石田義廣君） この30年度の当初予算については、歳入歳出とも皆様方のお考えによりまして削除されております。

○委員（石井芳清君） これ、削除前なんですね。町長が提案されたもので説明を伺っております。これ、当初からなかったんですか。当初予算にも本当、載っていなかったんですか。

○証人（石田義廣君） 当初予算に掲載、要求して、その内容が削除、議会において削除され

たということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨がかみ合っていないんですけれども、要求予算の中に記載されていると、それはどういうことですかという質問ですから、削除のお話を聞いているわけではありません。町長さんが3回、査定して、3月7日の議会に上程したものです。

○証人（石田義廣君） これまで何回か事業を遂行してきた中で、この18万円につきましては数年、記載されておったと思いますので、同じように記載し、要求をさせていただいたということでございます。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。

もう一度お伺いしますが、こちら、請求されていた18万円、いわゆるその考えは今、例年どおり予算に提案させていただいています。

今、町長、証人、ご説明いただきましたけれども、先ほどの120万円、いわゆる航空運賃以外、これを学生に負担をしないと、返還をしないというのであれば、既に負担している千葉工業大学に、この120万円を支払うべきものではないかというふうに思うんですけれども、これについて伺います。

○証人（石田義廣君） この120万円は、メキシコ現地で募集とか選抜とか、そういう費用に適用されて、メキシコの現地で日本に来る前のいろんな準備段階での費用でございます、千葉工業大学さんにご支援いただいた内容につきましては、学生の皆さんが日本に来てからのいろいろな対応の費用でございます。

○委員（石井芳清君） 次に移ります。

この委託契約書でありますけれども、先ほど、航空運賃のことで説明いただきましたが、プレ・テキスト、この団体は旅行業務の資格、免許というのはございますが。

○証人（石田義廣君） 旅行業務はないと思います。

○委員（石井芳清君） わかりました。

次に移ります。

先ほども質問いたしましたが、改めてお伺いいたします。平成30年度一般会計予算の町長査定はどのように行ったのか、時系列ですね。

時系列、どのような……。

（「何、過程ですか」と呼ぶ者あり）

○委員（石井芳清君） 予算の査定です。何回か、既にご答弁いただいたところもあると思いますけれども、改めて、平成30年度一般会計予算の町長査定ですね。特に、本件についてはど

のように査定をされたのかについて改めてお伺いしたいと思います。

○証人（石田義廣君） 本事業だけではなくて、今、ちょうどこれから12月に入りまして新年度予算のいろいろな協議に入りますけれども、さまざまな事業がございますが、また各担当課がございます。そういう中でこの事業につきまして、やはり12月ぐらいに起案といいますか、原案については各課でつくっていただきます。そういう中で1月に入りまして、まず、私は各課から説明を受けます。それを受けて財政の担当でございます企画財政課と協議をした上で、予算提案ということとなるわけでございます。

○委員（石井芳清君） 具体的に1月以降、既に議会に提案をするところまで、日程について、お示しいただけますか。査定に決裁について。

○証人（石田義廣君） お手元に日付とか、また特に手帳等に記載はありませんけれども、一般的に、ほかの課もそうですけれども、内容については、2回ないし3回ぐらいの財政担当課との協議を入れまして、予算提案ということになります。

○委員（石井芳清君） それは2月に入ってからということによろしいですか。

○証人（石田義廣君） そうですね。予算というのは3月、大体、中旬から、これまでの第1回定例会というのは中旬から20日前後ぐらいに行われておりますので、少なくとも2月の中旬から約1カ月には、やっぱり固まっていないといけないということでございますので、1月から2月にかけて2回ないし3回、協議は行ったと思っております。

○委員（石井芳清君） この間の議会の説明では、町長査定日は2月13日、2月14日、決裁日は3月6日というふうに伺っておりますけれども、大体この日にちでよろしいでしょうか。

○証人（石田義廣君） およその日程は私が今、申し上げましたように、合致するんじゃないかと思いますが、私は特に手帳等に記してはございませんが、そのような内容でよろしいかと思えます。

○委員（石井芳清君） わかりました。

そうしますと先ほどの関連もございしますが、業務委託契約第4による学生選考経費、これと先ほどの平成30年度一般会計予算要求の学生選考委託経費ということで、17万円。この2点が重複しているということによろしいでしょうか。

○証人（石田義廣君） これは先ほどのやりとりといいますか答弁でも、何回かお答えしてございますので、要するに人件費、謝礼、委託費として掲載されておりますが、内容的にはこれまで人件費あるいは謝礼というような形で行って来ました。そういう中で、この人件費をやはり事業推移の中ではっきりと決まった金額でおさまるわけではございませんので、重複してお

支払いするというのではなくて、やはり人件費が不足になれば手当ても必要だということの意味も込めまして17万円については、予算計上させていただいているということでございます。

○委員（石井芳清君） もう一度聞きますが、一般会計予算要求における学生選考委託経費17万円と。こちらの委託契約書における選考委託費というのは同じということよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 同じなんですか。

○委員（石井芳清君） 同じということよろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） 聞き取れないんですけれども。

○委員（石井芳清君） この第2条の1項、本件プログラムに参加する学生の募集、選考と書いていますね。業務委託契約書。これと予算要求、当初、予算要求されておりました学生選考委託経費というのは、先ほど予算書、お見せいたしましたよね。それは同じものでよろしいでしょうか。

○証人（石田義廣君） そう称して、そういうふうに払われているということでございます。

○委員（石井芳清君） わかりました。

次、行きます。この2月の口頭の約束とは、先ほど確認いたしましたけれども、元書記官ということで間違いありませんか。2月1日の口頭で約束した方。

○証人（石田義廣君） 間違いありません。

○委員（石井芳清君） そうしますと、この約束をした方と、この団体ですね。少なくとも、ここにはそうした名前は記されていないです。2月1日に口頭で約束した方。

○証人（石田義廣君） これも、以前申し上げましたけれども、このプレ・テキストというNPO法人につきましても、代表名が記されておりますけれども、アレハンドロ・バサーニェスさんの母親でございます。代表者は、そういう中で、バサーニェスさんとお話の中でこういう団体がということの中で、具体的に、現実的に話し合いをしたり、行動する中心者はバサーニェスさんであったということは前にも申し上げておりますが、そのような背景の中でいろいろなお話をして合意をしたということでございます。

○委員（石井芳清君） その元書記官というのは、この団体でどういう立場だったんですか。

○証人（石田義廣君） 前にも申し上げましたけれども、今回の関係者の方々は皆、このNPO法人に雇われているという立場でございます。

○委員（石井芳清君） 役員とか代表権というのはお持ちなんですか。改めてお聞きします。

○証人（石田義廣君） 特に確認はしておりませんが、これまでのいろんな話の中で、ないと思います。

○委員（石井芳清君） ないということですが、これはあくまでも7月11日ですか、11日に契約書を確認したんですか。業務委託契約の2月1日の契約を締結したことを確認する。2018年2月1日、契約を締結したことを確認するというのがありますね。ここで今の証人の発言した内容をもう一度説明していただけますか。

○証人（石田義廣君） 具体的な行動をする方といいますか、それはご本人から、バサーニェスさんから母親である社長さんといいますか、代表者と話の中で具体的に活動する、中心的に活動する人として定められて、あなたお願いしますと、平たい言葉で言えば、そういうことで行動されていることで伺っておりますので、そのような話をしたということでございます。

○委員（石井芳清君） これは御宿町との業務委託契約書でございますので、その2月1日に契約を締結した ですね、これ。そのことはどのように証言されますか。

○証人（石田義廣君） 物的なものはございませんが、1月末から2月にかけて、何回となくいろんな電話で協議したり、話をしたり、日程を決めたりしておりまして、そういうことで事業が1月末くらいから少しずつ準備に入って、具体的に2月1日が適切だろうということの中で、2月1日を契約と、口頭上の契約ということでさせていただきました。

○委員（石井芳清君） 今の説明は矛盾があると思うんですが、2月1日から始まるんですか。7月11日から始まるんですか。

○証人（石田義廣君） そこに書かれておりますとおり、口頭での契約が確認されたのは2月1日でございます。

○委員（石井芳清君） その方は代表権のない方ということで理解してよろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁してください。

○証人（石田義廣君） 代表者は、そこに書かれておりますとおりの方でございますが、バサーニェスさんでございませぬので代表権はお持ちではありません。

○委員（石井芳清君） そうしますと、先ほどからご説明いただいておりますけれども、本件、業務委託契約の件、この件を知っていたのは、証人と元一等書記官ということでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） 口頭上の契約ということでございますので、いろんな話の中でそのように決めていったということで、私と元一等書記官ということでございます。

○委員（石井芳清君） 証人と元一等書記官ということで確認いたしました。

次に、ホームページの計算内容の変更、修正、訂正をしていたのは、証人と元一等書記官でよろしいですか。

○証人（石田義廣君） ちょっと、後でメール等の内容を確認しますが、基本的には2人、私と一等書記官、また、メールの前後をちょっと後で確認して、またそのような確認をさせていただきますけれども、基本的には、ご本人と私であったと覚えております。

○委員（石井芳清君） わかりました。

次に、報告書は誰が作成しましたか。

○証人（石田義廣君） 活動清算報告書ですか。

○委員（石井芳清君） この2018年度については、報告書というのはつくられますか。例年つくってはいたけれども、それはつくったか、つくらなかったか、つくったかどうかということと、つくっているとすれば、どなたがおつくりになったのか。

○証人（石田義廣君） 事業が終わってから、活動清算書じゃないです。

○委員（石井芳清君） あ、ごめんなさい。違います。すいません。

○証人（石田義廣君） そのことですか。それは、そこに契約書の最後に記載されておりますとおり、NPO法人でございます。

○委員（石井芳清君） 次に、元一等書記官の業務の中で募金活動を行っていたことをご存知でしたか。

○証人（石田義廣君） いろいろなお話の中で、そういう活動も少しするんですよということは伺っておりました。

○委員（石井芳清君） この募金活動の結果を教えてくださいませんか。

○証人（石田義廣君） この事業に対する募金という、いわば報告書の中にございませんので、募金は実際に内容的にはなかったと理解しております。

○委員（石井芳清君） 次に移り……。

○委員長（瀧口義雄君） 報告書の中身、募金活動という項目がございますよ。

○証人（石田義廣君） 募金活動、今、申し上げましたように募金活動、どの程度行ったか、ちょっと確かなことは聞いておりませんが、募金活動は少しやっていますよという話は聞きましたけれども、金額とか、どれくらい集まったとか、全く聞いておりませんで、活動報告書の中に募金が幾らという報告はございませんので、なかったものと、金額はなかったものと理解しております。

○委員（石井芳清君） 次に、報告書にある人件費の支払いに関して、8人の仕事の内容、雇用期間、振込先、どこに居住してしたのか教えていただけますか。

○証人（石田義廣君） 活動期間は業務委託契約がございますように、その日程でございます。

そして、どこに居住していたかということにつきましては、そちらに提出をしてあると思うんですが、バサーニェスさんはメキシコシティー、ビクトルさんもメキシコシティー、イノホサ・アレハンドラさんという女性の方、モンテレイ市、日江井さんという女性の方はブラジル、加藤佳奈子さんはモンテレイ市、水井さんという方は東京ということで報告を受けております。

○委員（石井芳清君） 雇用期間について、きちんと報告していただけますか。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約の第3条に、本事業の委託期間ということで、2月から8月末ということになっておりますので、この期間が、この業務を行う期間ということで、そのように活動していただいたと考えております。

○委員（石井芳清君） 次に、学生募集、選考に係る業務内容の期間、関係者名を報告していただけますか。

○証人（石田義廣君） 基本的に、この学生募集に関しまして、先ほど申し上げましたけれども、2月の15日ぐらいから広告掲載に入りまして、3月15日から募集に入って4月15日まで募集したと。4月15日から4月末まで選考期間を設けまして、5月1日に10名の学生が決定したと。そして5月10日ぐらいまでに参加料が1人2,650ドルがNPO法人に振り込まれたということでございまして、その後、7月2日に来日されたんですが、そういうことで、その間はいろいろな説明会とか、いろいろあったと思いますけれども、そういった細々とした内容については報告書記載のとおりということで、この資料にそれぞれ一人一人が、いろいろな仕事をしたということで、それぞれの仕事をしたということで記載されておりますので、このとおりでございまして。

○委員（石井芳清君） 1つ前の質問で抜けましたから、改めて質問しますが、1つ前の報告書にある人件費の支払いに関してなんですが、振込日、それぞれの振込日について、改めて口頭でご説明いただけますか。

○委員長（瀧口義雄君） もし、今、手元がないようでしたら、後日報告でも構わないですよ。

○証人（石田義廣君） これは、皆様方に提出させていただいております資料に記載されておりますが、改めて申し上げますと、10名の方が、これは名前は、スペイン語でずっと書いてありますのであれですけれども、5月2日にお一人、5月4日にお二人、5月の5日にお一人、5月7日にお一人、5月8日にお一人、そして5月9日に3名……。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁中でございますが、質問の趣旨と違っておるんじゃないか。それは学生が入れた入金の日じゃないんでしょうか。今、石井委員が質問しているのは、仕事をした人たち、仕事をした人たちの人件費について、あるいは報償費に対して、謝礼か知らない

んですけれども、それについて質問しているんです。

○証人（石田義廣君） この報告書によりまして、人件費は全て済んでございますが、日にちは伺っておりません。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、後日、領収書ではなくて、銀行の振り込みでわかる形をとっていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○証人（石田義廣君） 振り込みということだけでお約束できないと思いますので、いろんな形式があると思います。何らかのこういう形にしましたという話はさせていただきます。

○委員長（瀧口義雄君） よろしく申し上げます。

石井委員の尋問は一旦これで終わりにして、私のほうから2、3質問をさせていただきます。法令順守を基本とする地方公共団体の長が、自ら地方自治法違反する行為と思慮される旨の意見書、申し入れ書が提出されております。

御宿町議会議長大地達夫様。

御宿町長、石田義廣。

平成30年10月31日。平成30年10月11日付け御議第64号－1提出請求のあった2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に係る記録について、別添のとおり提出いたします。

読み上げます。

御宿町長、石田町長様。

署名があります。

2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業について。本日の課長会議で、議論を踏まえ、改めて私の考えをお伝えさせていただきます。平成29年度及び平成30年度、当初予算に2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業を実施するための経費が計上されていない中で、石田町長は執行権の名のもとに職員を使い別紙のとおり地方自治法に違反すると思慮されることがらを含め、事務を執行してきました。それは地方自治に携わる者としてあってはならない行為です。昨年度から、私を初め職員や、町議員の皆様から何度も問題点を指摘されているにもかかわらず、真摯な議論をせず、なし崩し的に事業を進めてきた結果、現在、町政に多大な混乱が生じています。メキシコ学生の来日、7月2日が迫っている中で一刻も早くプログラム事業の中止を決断するとともに、6月23日から予定している海外視察研修の賛同を取りやめ、メキシコ学生のほか、関係者に被害の生じないように善後策に全力を挙げるべきです。こうした書面を出さざるを得ない状況となってしまったことは、まことに残念ですが、これまで町長を支えてきた職員のためにも誠意ある対応を心からお願いいたします。

未筆ながら、こうした事態に至ってしまったことについて、私は力不足も一因と思われま
す。お詫び申し上げます。

そして別添の、別紙ですね。

1、平成29年度中に2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業の参加募集に係るホーム
ページやポスターの作成の業務を委託していたこと。

2、当該ホームページ等において、相手方の承諾を得ずに協賛や後援について名義を無断で
使用していること。

3、当該ホームページの作成等について、御宿町役場組織として、何ら意思決定をせずに独
断で実施したこと。

4、30年4月以降、本事業の実施に係る予算が全くない中で事業内容等の見直しをしないま
ま、予算の裏付けがない事業を継続し、現在に至っていること。

5、その過程において職員を本事業にかかわらせないこと。

以上が意見書でございます。

町長自ら県に赴き、三顧の礼をもって迎えた御宿町のナンバー2、県では総務の要職に在籍
した現役の幹部にここまで言わしめるのかという思いでございます。

証人、町長として、どう思われますか、この意見書に対して。

○証人（石田義廣君） 課長会議等を含めまして、2回ほどでしたでしょうか。いろいろな意
見交換をいたしました。お手元でございますように、この内容をいただきましたのは、6月7
日付でございます。そういう中で、非常に事業も進んでおる、いろんな準備等も進んでおった
中でございますので、私は総合的重要性を考えまして、この事業を進めるという自分なりの決
断をしていたところでございます。そういうことの中で、なかなか職員の皆さんと意見が一つ
にならなかったということは全く遺憾に思うわけでございますが、これら今、読み上げていた
だきました内容につきましては、しっかりと受けとめまして研究を、調査をしたわけでござい
ます。その結果、本プログラム事業の執行については全く自治法の違反には当たらないと、違
反していないという判断に至ったわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） もう一点、申し入れ書がございます。7等級以上の10名の署名がご
ざいます。読み上げます。

御宿町長、石田町長様。

平成30年6月8日。

10名の署名がございます。

2018年メキシコ学生交流プログラム事業に係る申し入れ書。

私たちは、石田町長が地方自治法に違反し、また、何度も私たちから意見をも仕上げたにもかかわらず、真摯な議論もせずに独断で本事業を強行しようとしていることや、町議会において100条委員会の設置が見込まれることから、ここに改めて各事項を申し入れます。

1、予算の裏付けがなく、また、地方自治法に違反すると思慮される2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業を一刻も早く中止すること。

2、メキシコ学生及び関係者に速やかに謝罪するとともに、町政の混乱を収束し、町の名誉を守るための善後策を講じること。

3、今後も含め、本事業に職員は一切かかわらないこと。

公務員の役場の職員から文書で自治法違反を指摘されたことを、どう思いますか。

○証人（石田義廣君） 今、副町長の意見書でお答えしたとおりでございまして、各課長さんたちの申し入れ書の内容につきましては、趣旨は同じであると理解しております。そして、副町長の5項目にわたる内容にございましたけれども、その内容を踏襲しての各課長さんたちのご意見だと、申し入れ書だと思いますので、答弁は同じようにさせていただくということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に、事務局長、書類を読み上げていただけるかと思います。

○事務局長（吉野信次君） それでは、私のほうから書類を読ませていただきます。

100条委員会事務費予算関係経過から申し上げます。

6月13日、100条委員会が発足。限度額、事務費の限度額が50万円というふうに一旦認定されております。

9月11日、議会運営委員会で100条委員会事務費200万円を認めるつもりないという町長のご発言がありました。

9月13日、 弁護士との打ち合わせ。

9月20日、100条委員会調査費限度額費用の限度額が200万円で可決をしております。

9月26日、その議決を受けまして弁護士費用見積書を受領しております。

9月28日、弁護士委託契約執行の決裁を作成いたしまして、副町長まで決裁をとったところでございます。

10月1日、議長とともに町長に面会し、決裁文書を手渡ししました。

10月2日、議長と町長が面会をし、全額を認めないこともできるが、弁護士、住民から意見を聴取し、自分の判断として100条委員会事務費100万9,000円しか認めないという町長からの

回答をいただいて、決裁文書は保留となっております。

10月22日、議長が町長と面会をいたしまして、同じような同様の申し入れをしたところ、考えは変わらないというお話をいただいております。12月の補正予算に153万1,000円の要求はする旨を私のほうから伝えたところでございます。

11月12日、12月の補正予算の要求指定日がございまして、153万1,000円の予算要求を議会事務局のほうからさせていただいております。

次に、弁護士の見積書と内容につきまして、読ませさせていただきます。

弁護士報酬等見積書といたしまして、事件名、御宿町議会2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会の調査に関する法的助言・調査ということでございます。想定する事件処理の方針としまして、以下の範囲において特別委員会の要請に基づき、法的調査や法的助言を行うということで、1、予算決議と地方自治体の事業執行における法的問題に関する調査。2、地方自治体の事業執行と調査負担についての法的問題に関する調査。3、100条委員会の運営等に関する法的助言。4、100条委員会の調査報告書作成に係る法的助言といたしまして、弁護士報酬等の内容といたしましては、86万4,000円という金額が出ております。これにつきましては、弁護士2名分ということで考えております。

次に、予算の要求をした書類を読みます。

歳出予算としまして、旅費が1万8,000円、事業費、事務消耗品としまして1万4,000円、勤務費としまして郵便料が6,000円、委託費としまして会議録作成委託費及び法令等に関する調査委託といたしまして149万3,000円ということで、トータルで153万1,000円が積算されておるところでございます。この町長からのお話をいただきまして、弁護士先生のほうにも、その旨を申し伝えたところ、こういう回答が来ました。「このたびのご依頼は特別委員会の要請に基づき委員会の調査の対象である事業執行に係る法的方面についての調査業務、100条委員会の運営に係る法的条例、100条委員会の調査、報告書作成のために必要となる事実認定や当該事実の法的評価について助言という業務を行うものであると理解しております。法的問題の調査に関しては、法学的な文献や知見のある有識者からの聴取などを踏まえた調査報告を要するとともに100条委員会の運営への法的助言に当たっては、これまでの経過や全体の事実関係を把握するための必要な運営方針の協議等を行いながら、調査報告書の作成に対しては、それらの把握した事実認定や法的な調査を踏まえた報告書の整備・検討が必要となります。ご提示している弁護士費用は、それらに係る時間、労力を踏まえ、適正な金額であると考えております。したがって、ご提示している事件処理の方針を点検する弁護士費用の減額は考えておりま

せん」ということで、弁護士先生のほうからの返答をいただいた形でございます。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。

本委員会の調査経費について、9月議会で可決し、上限として200万円の限度額で可決されております。弁護士費用については、地方自治法違反、御宿町の名誉と尊厳、石田氏個人の人格と人権にかかわる、また法律に基づいた調査が不可欠であり、専門的知見が必要だと思われまます。予算を組むのも、執行するのも、契約するのも石田町長さんの仕事でございます。議長に決を変える権限はございません。ましてや議会事務局長に決裁を突き返すとはパワハラではないでしょうか。本委員会は事務手数を正式に行っております。自分のやったことが正式に証明されることを拒むのでしょうか。この事業に、今、読み上げた2通の役場職員等の意見書申出書がございました。役場職員も議会も関与していない中で、公務員の方から実証違反が指摘されております。法令に違反しているとなれば、専門的知見の検証と助言が必要です。この事業は町長独断でやったことです。町長の提示された金額は税込みで弁護士32万4,000円、実費30万円、これは2人分でございます。最初から契約できない数字ではないでしょうか。弁護士1人16万2,000円です。税込みでございます。実費は1人15万円、税込みです。8月31日までのこの委員会です。そうしますと、月割りでいいますと弁護士1人1万8,000円、実費1人1万6,600円です。町長提示の税込み32万4,000円で契約できる弁護士2人がいるなら、ぜひ契約してください。契約も査定も町長の仕事です。議会、役場職員、住民の理解できないことをやったのは町長ご自身でございます。それも独断で町長自らまいた種ではないでしょうか。本末転倒のことは言わないでいただきたいと思います。御宿町と尊厳、石田義廣町長個人の人格と人権、教育機関の千葉工業大学の名誉と人権がかかっている問題です。

今、事務局長が読み上げたとおり、弁護士は適正な請求で減額に応じないと回答しています。副町長まで判を押した予算要求の決裁書を突き返しても、事務職員には権限はございません。事務を誠実に法令を遵守して適正にやっております。吉野事務局長は大地議長とともに直近で3回も町長室に行き、町長にお願いの頭を下げております。職員にこれ以上できない事務でございます。決裁書を突き返してどうするのでしょうか。契約するのも査定するのも町長の仕事です。議長もそれなりに頑張っていたいておりました。パワハラではないでしょうか。この契約をどうする気でございますでしょうか。この2点をお聞かせください。

（「黙ってなきやいけないけど、今、読み上げた文章は、町長尋問とどういう関係があるんですか。証人尋問と関係ないじゃないですか。

くださいよ。しかもマスコミさんがいる中で、何を暴露しているんですか。私帰ります。おかしいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長（瀧口義雄君） これは町長から議長に提出された文書でございます。公開できる文書でございます。

○証人（石田義廣君） この調査費に関する予算要求についての内容については、特別委員会が証人に対して、このようなご質問は権限外であるという見方がございます。その辺は一点、申し上げておきます。

しかしながら、少し私が回答させていただきますが、このたびの関係につきましては、議会で議決されまして、200万円という金額が提示されましたけれども、私をご承知のようにこれをゼロ回答にすることもできます。法律の定めはございません。しかしながら、皆さんが議会でそのような議決をされたということで、私は民意は尊重しなければいけないという中で、ある程度の額を提示させていただきました。私はそれで十分に町民の方々には重んじて、尊重している私の対応でございます。それ以上のお答えはございません。

○委員長（瀧口義雄君） もう1点。事務局長に決裁書を突き返して、どうしろと言うんですか。

○証人（石田義廣君） たしか、今、お話がございましたように議長さんと事務局長が私のところへ見えまして。そういう中で副町長までの印が押されておりました。しかし、私は今申し上げましたように、この内容等について全体的な考えの中で全くその内容について満額回答を承認するという考えは全くございませんでした。そういう中で、再度検討してくださいということでお返ししたものでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 何度も申し上げますけれども、契約するのも町長です。査定するのも町長です。議会には全く権限はございません。それは最初に申し上げます。そういう中で、この会の運営の議長から付託を受けた委員会ですので、自治法違反が公務員である職員から指摘されている中で、法的な知見が必要だと、それは先ほど申しました人権、人格等の、これは傷つけてはいけないという中で、私たちは請求したということでございます。契約者も査定するのも町長でございます。

以上でございます。

以上で、本日の予定しておりました石田証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、長時間まことにありがとうございました。どうぞご退席ください。

（証人退席）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩いたします。

（午後 3時31分）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き会議を始めます。

（午後 3時41分）

◎参考人に対する意見聴取

○委員長（瀧口義雄君） ただいま、滝口一浩委員が所用のため欠席しております。

参考人への意見聴取でございます。

2018年メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項について、参考人から意見を求めます。

本日、出頭を求めました参考人は、国際交流協会会長、土屋武彌君です。

（参考人入出・着席）

○委員長（瀧口義雄君） 参考人に申し上げます。私が質問している最中は、着席していただいて構いません。お答えするときは立ち上がってお願いいたします。

参考人にお聞きします。氏名と団体の役職名は何ですか。

○参考人（土屋武彌君） 氏名は土屋武彌です。団体は任意団体の御宿町国際交流協会、会長を拝命しております。

○委員長（瀧口義雄君） 貝塚委員から質問が求められておりますので、これを許可いたします。

○副委員長（貝塚嘉軼君） それでは私からお聞きいたします。

2018年日本・メキシコ学生交流プログラムを以下、本プログラムと言いますのでご承知願いたいと思います。

平成30年3月20日、3月定例会で本プログラム予算が削除されたのを知っていますか。また、何で知りましたか。

○委員長（瀧口義雄君） マイクをお使いください。

○参考人（土屋武彌君） すみません。本プログラムにつきましては、私も大変関心のあるところでありましたので、3月20日にはぜひ傍聴したいと思っておりました。しかしながら、その日は勝浦の国際武道大学の学長、それから学部長さんとの留学の話がありまして、そちらに行かなければいけないということで、最優先をして行きましたので、結果として本プログラムの予算が削除されたということは、後になって知ることができました。

○副委員長（貝塚嘉軼君） 続けてお伺いします。4月1日以降、本プログラムについて石田町長から何か依頼はありましたか。

○参考人（土屋武彌君） 依頼はございました。4月1日以降、私も手帳をめくって振り返りましたが、5月10日の16時ごろ、町長から電話がありまして協力の要請がありました。これが、町長からの本プログラムに対する協力要請でございます。その日の夕方、主管課である産業観光課長に電話いたしまして、これこれこういうことがありましたけれどもということで申し上げて、私は翌日11日の朝、町長にお目にかかりますということをして、11日に町長に会いました。内容は町長室で協力要請がありましたけれども、私は3点にわたって、その日に自分の意見を交えて申し上げました。

1点は、大変申しわけないが協力はできませんと。その理由につきましても、議会で決議されていることだと、一つは。

それから、もう一つはそれに付随して今度は各課で、特に課長さんたちの意見が否であったということです。

それからさらにもう一点は、1回、2回目は私が実行委員長としてやらせていただきましたけれども、その結末が今日に至ってまでもついていないと。つまり石田町長から1回、2回の内容については、きちんとした形で3回目はやりますということは、いまだかつて実行委員会には報告がないと。なし崩しに今日まできていると。

この3つをもってだめだと。さらに「日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会」の具申案に対して答えていないと、何も。

それで4つ目をもちまして、これについては協力できないと。併せて協会の役員会が5月21日、10日後に予定をしておりましたけれども、その役員会には議題として取り上げませんということをお断りしました。

それから、もう一点は厳しい言い方だったんですが、メキシコ大使館の解雇されたバサーニェス氏がこれに加わっている以上、非常に不透明であると。この点をもって、私は町長にはっきりとお断りをした経緯がございます。

○副委員長（貝塚嘉軼君） ありがとうございます。続いてお尋ねいたします。

本プログラムへの御宿町国際交流協会のかかわり、対応についてどうしましたか。

○参考人（土屋武彌君） お答えいたします。一番最初、この話を私がもう一度、名前が出たのは、実は3月30日の夜、突然ある新聞社の方から私のところへ電話がありました。これ内容について教えてほしいということだったものですから、私はもう役職を外れておりますのでと

ということで、具体的にはそれについてはお話を申し上げませんでした。

そうしたら、その翌日31日に再度電話がありまして、このときは担当課の産業観光課の某氏から私に振ってきたというようなことで、話がありました。3月20日が終わって間もないものですから、そのときには私はある意味ではこれは弱ったことだなどと思いましたが、こういうふうに私は申し上げたことを覚えております。

国際交流というのは継続してこそ意義があるんだと。そして町の決議で福祉の問題が出されて、そちらにウエートを置いて決議されたようだと。福祉も国際交流も非常に大事なことだと。特に国際交流については修正を加えてよいものをつくりあげていくことが大事でありましょうということを申し上げたことがございます。そしたら、その新聞社の記事には4月10日付で私の記事がそのまま出ておりましたので、それを見ていただければおわかりになると思います。

以上です。

それから、それが30日です。4月16日に担当課長から……、あ、聞こえますか。失礼しました。

○委員長（瀧口義雄君） はい、続けてください。

○参考人（土屋武彌君） 担当課長から突然アポイントなしで、私の家に来られたことがあります。

3点あります。

どうしてもこの仕事は協力してほしいということを言ってきました。

2つ目は、私たちだけじゃ絶対にできないということを言われました。

それからもう一つは、何回でもお願いに伺うと、この3つについては相談に来られました。

これが4月16日です。その後、町長にご返事を申し上げました。いいですか。

○委員長（瀧口義雄君） はい。

○参考人（土屋武彌君） そして5月21日の国際交流協会の役員会では、議題に取り上げないということを前提にして、私からのご説明を役員にいたしました。役員には、私の意見について反対という人はおりませんでした。もちろん多数決を取った内容ではありませんから、事実だけのご報告を申し上げたという形になります。

5月30日に今度は総会を開きました。総会でもこれは議題に取り上げなかったんですが、議事が全部終わってから、出席していた方々から質問が出ました。それに対して私は、議事を事務局にとらせました。その内容について、私の感想ではなくて、そのまま克明に残っておりますので、よろしければお話してもよろしいでしょうか。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと参考に、座ってやって結構です。

○参考人（土屋武彌君） よろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） 大変でしょう。マイクがハンドマイクで申しわけないです。

○参考人（土屋武彌君） いいえ、それでは申し上げますと、本プログラムについて、町長は私に実施すると言われたがと。私というのは土屋宛じゃなくて、ある協会の人について実施すると言われたが、どのようにして実施していくのかと、現状と併せて説明していただきたいという質問がありました。

これに対して町長は、議会で理解を得られなかったが、町が主催で実行したいと考えると。内部で今スケジュールを調整中だと。2月にメキシコで募集をしましたと。54名が応募し10名を選考しましたと。7月2日から8月1日で実施いたしますと。学生と住民が触れ合う場をつくろうと考えておりますと、こういう話がまずありました。

その次に、質問としては7月2日から8月1日までの工程で、町に予算がない、早急にスケジュールが必要だが、どう考えるかと、町長はどれくらいの達成度とこの事業をみているのかと、そういう質問がありました。ただ、そのときに町長は70パーセントから80パーセントの達成率であるとお答えになりました。

その次の3番目の質問として、本プログラムは重要な取り組みだと認識しているけれども、議員が反対している中でどう実施していくのかということ町長に質問されました。町長はこれに対して、非常に重要な事業だと思って、将来にわたっても重要であると。議会も私も住民の代表であると、ときに食い違ふときもあるが理解いただきたいと。こういうことが誰に理解いただきたいというところまでは言っていなかったです。ですから、誰にということとは不明です。

それから4番目に、今度は質問がありました。それと意見もありました。町長には正しいかじ取りをとっていただきたいと。町としてどうするのか、町長が変わっても進めて行くという取り組みではないかと。教育が足りていないと、町民の理解が不足していると、事業が進むような議会に対しての努力を願いたいと、こういうような意見がありました。これに対しては、町長は本プログラムは町の主催で実施すると、私は政治決断をしていると。私は議会と平等の立場だと考えると、こういうふうに答えられました。

今申し上げているのは全て、産業観光課の事務局の議事録から抜粋しているものです。それから補足として、先ほど本プログラムの進捗度が、70パーセントと言ったけれども、残り30パーセントはホームステイの募集と体験学習の調整が残っているんですと。費用は千葉工大に負

担をお願いしたいと考えていると。町の予算がないので町職員がかかわる範囲は狭くなると思うと、こういうふうには町長は答えています。

それから今度は別の出席した方が、何をどう進めて行くのかと、400年前の歴史は消えないと、議員については町長に協力をしていただきたいと、こういうような発言がありました。

それからもう一人の方は、本プログラムを国際交流協会ではできないのかというような質問がありました。それに対して私は、その方は議会のたまたま決定についた重さを十分承知しておられるはずだと。だから御宿町主催の事業として議会に上程された以上、議員の多数決で物事が決まるというのは、これは常道だと。だから私はそれに従うべきじゃないだろうかということとは申し上げました。それでその話は、質問に対する話は終わっております。

あとは私としては、町長から国際交流協会宛に本プログラムの実施協力を求められたんだと。また繰り返しになりますが、そのときに第一に、保留する要因を述べました。「日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会」のゼロベースに見直し提言に対する回答が出されていないと、これを申し上げました。

第二に、3月議会で事業が否決されている。

第三に、町役場の職員が法的に問題あり実行できないとコメントされているものに対応できないと。

第四番目に、過去に実行委員会が実施したけれども、第3回から何ら説明もなく町主導で突然に今また協力を求められてきたと。ホストファミリーの件も含め、賛成派もいるだろうし、反対派もいる中で、信頼関係は醸成されていないと。非常にハードルが高すぎると、この4つのことで私は保留したということを総会で申し上げました。

で、これはただし、会長一存で議会として議題に取り上げないことを、今までも町長あるいは担当課長に申し上げて、役員会に提出をしてこの総会に臨んでおりますという経緯も言っております。

それに対しては担当者からは反対はございませんでした。ただし、国際交流協会では何らかの形で実施できないのか、ワンクッションを置く役割を担うことができるのではないかという意見もありましたけれども、私はそれに対して議会の採決までに、何回か町長に調整案も進言してきました。しかしそれに対しては受け入れてもらえなかったと、こういうことを言っております。その後にもう議会で採決された以上は、それにのっとって進むべきことじゃないだろうかということ伝えて終わっております。

○副委員長（貝塚嘉軼君） 引き続き、この質問をしたいと思っておりますけれども、座ったままで

結構ですので、よろしく申し上げます。

本プログラムの歓迎式とか学生の発表会の案内状は、土屋氏には何通のお知らせがあつて、それにはどのような形で通知がされておりましたか。

○参考人（土屋武彌君） 二通、私のときには来ました。

一通は6月26日付、それは7月2日に行う歓迎レセプションの案内でした。場所は千葉工大の研修センターで行いますと。

二通目は7月19日付で、7月30日に行う成果発表会でした。千葉工大の津田沼キャンパスの1号館で行いますというふうに来ておりました。

封筒の宛名は個人名で来ました。中身の文書については、私の役職名で二通とも来ております。

その前の3回、4回という、実は前々回と前回の歓迎レセプションには、両方とも出ております。それはなぜ出ているかといいますと、これは議会で承認された事業だったからです。したがって、国際交流協会の会長名として来た招待状にはお受けいたしました。両方とも出ております。第3回、第4回は。

しかし、今回は実は議会で否決されたものであるということで、オフィシャルな事業とは、私は思いませんでした。したがって、国際交流協会を代表する立場ではないと判断して、出席はしませんでした。第3回と第4回、前々回と前回は、したがって町の承認された事業として国際交流協会としては、両方の歓迎会に費用は国際交流協会が負担しております。

以上です。

○副委員長（貝塚嘉軼君） それでは引き続きお伺いします。

御宿町国際交流協会の名簿の提出は、見送られましたが、町長から依頼があつたというふうには思いますが、その辺についてはどうですか。

○参考人（土屋武彌君） 名簿の……本プログラムということですから。第5回は名簿の提出要請というのはありません。全くありません。

3人のホストファミリーの方から電話をいただきました。電話をいただいて2人は、いわゆるホストファミリーになってほしいという要請が町ではなかったということで、何だろかということで私に問い合わせがありました。この方々は第1回目から協力してくださっている方々です。

それからもう一人は国際交流協会の役員の方です。これは少年野球のときからも非常に尽力をしてくださっている方です。その方からはこういうものが来たんですよと、私に直接スマ

ホで見せていただきました。そしたらそれは千葉工大だったんです。役員会等の経緯も踏まえまして、彼は最終的には私のところに電話がありましたので、最終的にはご自分で判断されるという形になるでしょうということで返事をしました。そうしましたら、その人は後になって辞退したそうです。ホストファミリーを。

ですから、そういう意味では3人からなぜなんだろうかということで聞きましたけれども、私自身は名簿の提出もしておりませんし、町長からの要請もありません、名簿について。したがってどういう出され方をされているかということについては、事実関係はわかりません。

○委員長（瀧口義雄君） 私から確認いたします。

御宿町国際交流協会の名簿の提出は了解しましたか。

○参考人（土屋武彌君） いいえ、しておりません。要請もありませんからしておりません。

○副委員長（貝塚嘉軼君） それでは私からももう一つ。

会長の了解なしに名簿が使用されたことをどう思いますか。会員さんの名簿が会長の了解も得ないで使用された。要するに先ほど3名の方から問い合わせがありましたというお話がありましたけれども、その方にしても、恐らく私の名前は知らないはずだというような疑問があってお尋ねしたんだろうと思うんですけれども、その辺についてどうですか。

○参考人（土屋武彌君） 一つは今のご質問について申し上げますと、知らないはずだというよりも、なぜ私のところに御宿町ではないところから連絡があったんだろうかということは私に言われました。それは非常に疑問視しておられました。これが一点です。

それから私はもう一つ別に、任意団体にも会員として入っておりますが、2009年にそれは設立した御宿アミーゴ会という会です。そのとき2012年の総会の直前に会員の方から名簿をつかってほしいがという要請があったことがあります。しかしこれ非常に個人情報の問題が厳しくなってきた時代ですから、中身は詳しくわからなくても総会にかけなければということで総会にかけました。

そのときにそれほど紛糾はしませんでした。2の内容で名簿をつくることを総会で了解していただきました。一つは非営利的なものにのみ使うことです。つまり個人の私欲によって使われては困るということがありました。もう一点は、名簿はつくるけれども、いわゆるオープンにしないでほしいと。この2点でもって、私どもの総会では了解されておりますし、今日もそれに従って実行されておりますし、またトラブルも起こっておりません。

ですから、名簿についてはやはり国の法律はさておいても、任意団体においてもやっぱり総会できちんと取り扱いを決めてからやるのがルールじゃないんでしょうか。そう思っております。

す。

○副委員長（貝塚嘉軼君） それではまた一つお聞きします。

本プログラムの1回目、2回目の実行委員会という組織で、実行委員長として大変苦勞されて立ち上げを実施しました。3回目からは町が主体となり実施されました。このときに実行委員長として、町長から3回目からは町が主催でやりますよ、ですから実行委員会はこれで終わりですというようなお話があったか。

また、今後の町の国際交流について、ということは、国際交流ということは本プログラムについて、実施したほうがいいのか悪いかというようなご意見があれば、お聞かせ願いたいなど、参考までという。

○参考人（土屋武彌君） わかりました。今日は実は、それで申し上げたかったことがあります。

一つは、第1回目ゼロから立ち上げました。実行しました。2回目も同じでした。そのときには残念ながら町のスタッフの協力というのは、公用車の運転、いわゆる送り迎えが中心のお仕事です。それ以外は全部、全くの素人が動員してやったということです。1カ月間に190人の延べスタッフを調達してやっていただきました。そのときにその毎日の事業に参加して下さった方は、約2,700名の方々がおりました。これだけのことを1回目、2回目、成功したと言われていながら、いきなりそれを没にされたということについては、まだ知らない人もいます。なぜ町が主催してやったのかと。それははっきりした区切りをしていなかったからです。したがって私は当時の実行委員長として、この方々に対して本当に申しわけないという気持ちがあります。これが第一点です。

それからあと一つは、いきなり今度は御宿町とそれからメキシコ大使館と千葉工大がやるんだという話を持ち出されました。これも私は正直なことを言って、流れからして実に不可思議な動きだと思っておりました。

それは実は振り返って、私も記事を見ましたんですが、第2回目の6月20日ごろにはもう、メキシコ大使館の一等書記官から、実はこれ大使館が承認すれば千葉工大は100パーセント学校に入れるというような話ができているそうです。これは実際に当時の書記官から聞いた話です。それからほぼ日にちが違わないうちに、今度は千葉工大のある部長さんから大使館に数人の理事長初め役員が行って、挨拶に行ってきましたということですから、ほぼそれは余り違わないんじゃないかと。

ですから、そういうような取り組みがあったんで、私はそのときになぜ御宿町が税金を払っ

て、千葉工大と大使館が仕事をやること、そのものについては全く問題ないと思う、だけれどもなぜそこに税金を投入してやらなければいけないのかということ、私は議会の皆さんに私の下手な字で出したことがありますけれども、それが問題だったんです。

しかしながら、実際には3回目には、3回目を終わった段階でその翌月には、大使館員は解雇されているんですね、大使館を。これも実に不思議だったんですが、私自身の中では、今だから申し上げますけれども、もう9月の初旬には私の耳には、それが入っておりました。そういうような大使館と非常に関係の深い方々がおられまして、そういう話を聞いたことがあります。そうしたら、本当かなと思っていたら、その2週間でもう解雇されていたという事実があります。その後すぐに日西墨三国絆記念日のときに大使館員が来て、もう御宿には来られなくなりましたという挨拶をされたというのは、皆さんもお聞きになっているはずですよ。そういう流れができていたんですね。

ですから2回目、3回目というのは、そういうふうに切りかわっていったんですけれども、私はいまだかつて、例えば千葉工大にお入りになろうと、そういうことは全く問題ではないと思いますが、御宿町が主催して何をやるかということについては、全くわからなかったです。最初の行きがかりはそういうことじゃありませんでした。町長がメキシコに行って発言した内容というのは、テカマチャルコの工科大学とやるんだと、姉妹都市づくりの一環としてやるんだということがスタートだったんです。それがあつという間にぐるぐる変わってきました。

ですから、私がここで申し上げたいのは、どう考えますかというのは、2つ完全な欠落をしていたと。

一つは、ドラッガーじゃないですけども、ドメイン、やるに値するものが何であるかということ、それを見出せなくて進めてきたと。それが第5回目にこういう形になったということですね。やらなければいけないものを、きちんと定めて仕事をしなかったということがあります。

第二点は、シナジーの問題です。シナジーというのは相乗効果といいましょうか。その問題です。これは、どういうことかと言いますと、国際交流というのは1足す1は2であるというのは、国際交流にならないんだということなんです。

これは在墨の日本大使だった小野さんが強く主張しておられました。学生たちにも「ただで君らも勉強すると思ったら大間違いだ」とこういうことを言われたことがありまして、実は1回目、2回目のかかわりしか、私はありませんが1回目、2回目の学生の講座の中で一番人気があったのは、この小野さんのこの講座だったんです。4時間近くやりましたから。それでも

まだ足りないというぐらい非常に白熱した講座でした。

つまり国際交流というのは1足す1は3以上じゃなきゃいけないんだと、2足す2は5以上じゃなきゃいけないんだと。つまり部分と部分の和の総計よりも、大きな結合の利益を生み出すことが、国際交流なんだということがテーマだったんです。

したがって何をやるかわからないで進めてしまったこと。それからもう一つは、その結果を公式にのっって利益を出せなくて今日に至ったこと。この2つが最大限の失敗というかつまじきだろうと思うんです。

したがって今後、御宿町が仕事をするということについては、この点を考え直してきちんと実行していただければ、やることは国際交流ということについては、私は大賛成です。ですから、ただし、きちんとやり直さなければいけないだろうなと私は思います。

そのときに今度はどういうふうにより直すかということなんですが、町の今のラインのシステムで果たしてこれできるだろうかと。私は今までずっと見ておりますけれども、専門部分が加わってくるときに、ラインの縦割り組織では、仕事はこれできません。横に……。

どうしてかというに従順に命令を聞いて動かざるを得ないんですね、下の人は。じゃ、下の人は動けと言って動ける人がいるかということ、この教育問題について動ける人が果たしているだろうかという、それはぜひ議員の皆さんがご判断していただきたいと思います。ということは、スタッフが必要なんですね、専門の。スタッフがじゃあ、町の中でおられるだろうかと、これを考えていただきたいと思うんです。

つまり仕事をやるためには、その次に条件が必要なのであって、何がやるかということがわからないで突き進んじゃって、命令だけで動かしたということが、今日こういう形になったんだろうと思うんです。

もう一点は、3回目からは金科玉条のごとく、御宿町がやれば信用の有利性があるというのは自明の理だと、町長がおっしゃっておいりました、これは。それは何を指すかということ、一つは外務省の本省、もう一つは在日メキシコ大使館、もう一つは千葉県を指していたんですね。だけれども、これは第5回目を終わったら全部、私は直接はわかりませんが、否定されたと、この事業について。つまり第5回目終わってみると、町長がメキシコでやるといった事情が最も完璧であるというシステムを組んだと思った、その3機関からこれは否定されたということは、紛れもない事実だと思うんです。

ですから、そういう意味ではこのシナジー効果というのは、残念ながらなかったと。1回目、2回目は出したら了解をもらえました。ですから、そういう意味では、どこがそういうふうに

なったんだろうということについては、私は3回目、4回目も、5回目も関知しておりません。それから5回目は一体、御宿町の事業として、これが成ったのかどうか、それをまず総括してないですね。だから、これもあやふやに終わっちゃうんだろうと。これはやっぱり、それこそ検証をきちんとしていただきたいと。それによって、新しいスタートをぜひしていただきたいと思います。

そういうふう至今已の1回目から5回目までを総括しまして、私の思いのたけを申し上げさせていただきました。

それからもう一点よろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） はい。

○参考人（土屋武彌君） もう一点、実はメキシコ大使館からも否定されてしまったということと同時に、実はメキシコで募集をしていたときに、もう5回目ですから同じ学校で来ている生徒たちもいるんですね。そうすると今年は金額が違ったということで、今そういう問題がやや出かかっていると、現地で。ということは、御宿町の人たちには迷惑はかからないじゃないかとか、いろんなことを言っても、それを受け入れる御宿町、いわゆる主催者として募集をしたところが全く疑問もなく、御宿町の名前でもって学生交流にして来た学生たちに高い値段でついていたと。それも10パーセントとか20パーセントだったら、ある意味では理解できる部分もあります。しかし何倍もの金額になって、募集費が膨れ上がっているとしたら、これは信用問題にかかわるんじゃないでしょうか。いずれこの問題は、出なければいいなと私は思っておりますけれども、これもやっぱりぜひどうなのかということを検証されるほうがよろしいんじゃないだろうかと思います。特に日墨学院とか、ああいうところというのはもう話が回って速いですから。それ以外のところもありますから。

ですからやっぱり、募集費が相当な金額を徴収したようですから、この辺もやっぱりきちんとされるべきだろうと思います。矛盾が出てきたら、それをまた今度は、それに対してもう一つ課題ができて、その今度どういうふうに説明するのかという問題を考えると、私は懸念材料の一つだろうと思います。

以上です。

○副委員長（貝塚嘉軼君） ありがとうございます。大変意義のあるご意見でした。ありがとうございます。

委員長、以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 以上で土屋参考人に対する意見聴取は終了いたしました。

参考人におかれましては、長時間誠にありがとうございました。どうぞ、ご退席ください。

(参考人退席)

○委員長（瀧口義雄君） 次に、議題1、承認の出席要請について議題といたします。

本日証人尋問を行いました石田町長につきまして、来年1月18日証人として出席を求めたいと思います。

意見、質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（瀧口義雄君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（瀧口義雄君） 質疑なしと認めます。

議題1につきまして、採決いたします。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（瀧口義雄君） 異議なしと認めます。

これより採決をおこないます。この採決は挙手によって行います。

議案1に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○委員長（瀧口義雄君） 全員の賛成でございます。

よって議題1は可決されました。

本日は、出頭を求めた証人及び参考人に対する尋問、議題は終了いたしました。

この際何かご発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○委員長（瀧口義雄君） 発言ありませんので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 4時23分)